

宇和島市事前復興計画

復興プロセス編

(案)

目次

第1章 復興プロセス編の概要	1
1. 策定の目的	1
2. 復興プロセス編の位置づけ	1
3. 対策分野と復興に向けた業務	2
第2章 各分野の復興手順	3
1. 復興に向けた体制と方針等	3
1-1. 復興体制	4
1-2. まちづくり・計画	9
2. まちの復興	11
2-1. 公共土木施設（土砂災害対策、洪水対策、津波・高潮対策等）の災害復旧	12
2-2. 道路基盤、港湾施設の復興	16
2-3. ライフラインの復興	19
2-4. 公共交通の復興	23
2-5. 公園・緑地の復興	25
2-6. 文化施設、文化財等の保護	27
3. まちの復興（復興に向けた条件整備）	30
3-1. 災害廃棄物処理	31
3-2. 遺体の措置	35
4. 住まいの復興	38
4-1. 住まいの復興	39
4-2. 市街地・集落の整備	46

5. 暮らし（生活サービス等）の復興.....	49
5-1. 医療の継続・再建	50
5-2. 保健対策	53
5-3. 福祉サービスの継続・再建.....	56
5-4. 消防・防犯力の継続・再建.....	60
5-5. 保育サービスの継続・再建.....	62
5-6. 教育等の継続・再建	65
6. 暮らし（被災者支援）の復興.....	69
6-1. 被災者の暮らしの再建	70
6-2. 被災者の経済的支援	73
7. 生業の復興.....	77
7-1. 商工業の再建	78
7-2. 農業の再建	82
7-3. 林業の再建	86
7-4. 水産業の再建	89
7-5. 観光産業の再建	93

第1章 復興プロセス編の概要

1. 策定の目的

南海トラフ地震が発生した場合、各部署では、それまでの通常業務を中断し、応急対応を進める必要があります。応急対応が進むにつれ、通常業務と被災地域の再建・復興を図るための業務を並行して進めていくことが想定されます。また、復興の遅れは地域の衰退につながるおそれがあることから、復興に関する業務は、迅速な対応が重要です。

しかしながら、被災後は業務量が増大し、職員等の人手不足が生じることから、必ずしも業務について十分な経験や知識がある職員が担当するとは限りません。

そのため、被災後の厳しい状況下であっても、担当する職員が本復興プロセス編を基に、円滑に復興業務を進めていくことができるように、各分野における復興に関する業務を抽出し、業務手順をあらかじめ定めます。

2. 復興プロセス編の位置づけ

復興プロセス編は、主に、生命・財産等の安全を図る応急対策期以降の復旧・復興期における業務の進め方をまとめています。なお、初動や応急対策期（概ね、発災～1ヶ月以内）については、宇和島市業務継続計画が策定され、職員が取るべき行動が示されています。

宇和島市事前復興計画プロセス編では、宇和島市業務継続計画における担当部課を基本とした人員配置を想定しています。なお、災害復興本部の設置が行われた際には、人員配置等の見直しを行います。



応急対策期 : 人命救助や被災者支援、保健衛生、物資供給といった生命・財産等の安全対策を実施する時期。

復旧・復興期 : 応急仮設住宅の建設や学校教育の再開といった通常業務の再開に向けた対策を図る復旧期と、被災前の生活環境や産業基盤の回復あるいは向上させる対策を図る復興期を併せた時期。事業によって復旧対策、復興対策、あるいは両方を併せ持つものがある。

3. 対策分野と復興に向けた業務

本復興プロセス編は、以下の7項目から構成されています。それぞれの対策分野ごとに、到達目標、業務体系、業務フロー、業務概要、業務内容とタイムラインを整理しています。

復興に向けた業務は、担当ごとに具体的な業務内容及び実施時期が記載されています。

1. 復興に向けた体制と方針等	
1-1.	復興体制
1-2.	まちづくり・計画
2. まちの復興	
2-1.	公共土木施設（土砂災害対策、洪水対策、津波・高潮対策等）の災害復旧
2-2.	道路基盤、港湾施設等の復興
2-3.	ライフラインの復興
2-4.	公共交通の復興
2-5.	公園・緑地の復興
2-6.	文化施設、文化財等の保護
3. まちの復興（復興に向けた条件整備）	
3-1.	災害廃棄物処理
3-2.	遺体の措置
4. 住まいの復興	
4-1.	住まいの復興
4-2.	市街地・集落の整備
5. 暮らし（生活サービス等）の復興	
5-1.	医療の継続・再建
5-2.	保健対策
5-3.	福祉サービスの継続・再建
5-4.	消防・防犯力の継続・再建
5-5.	保育サービスの継続・再建
5-6.	教育等の継続・再建
6. 暮らし（被災者支援）の復興	
6-1.	被災者の暮らしの再建
6-2.	被災者の経済的支援
7. 生業の復興	
7-1.	商工業の再建
7-2.	農業の再建
7-3.	林業の再建
7-4.	水産業の再建
7-5.	観光産業の再建

第2章 各分野の復興手順

1. 復興に向けた体制と方針等

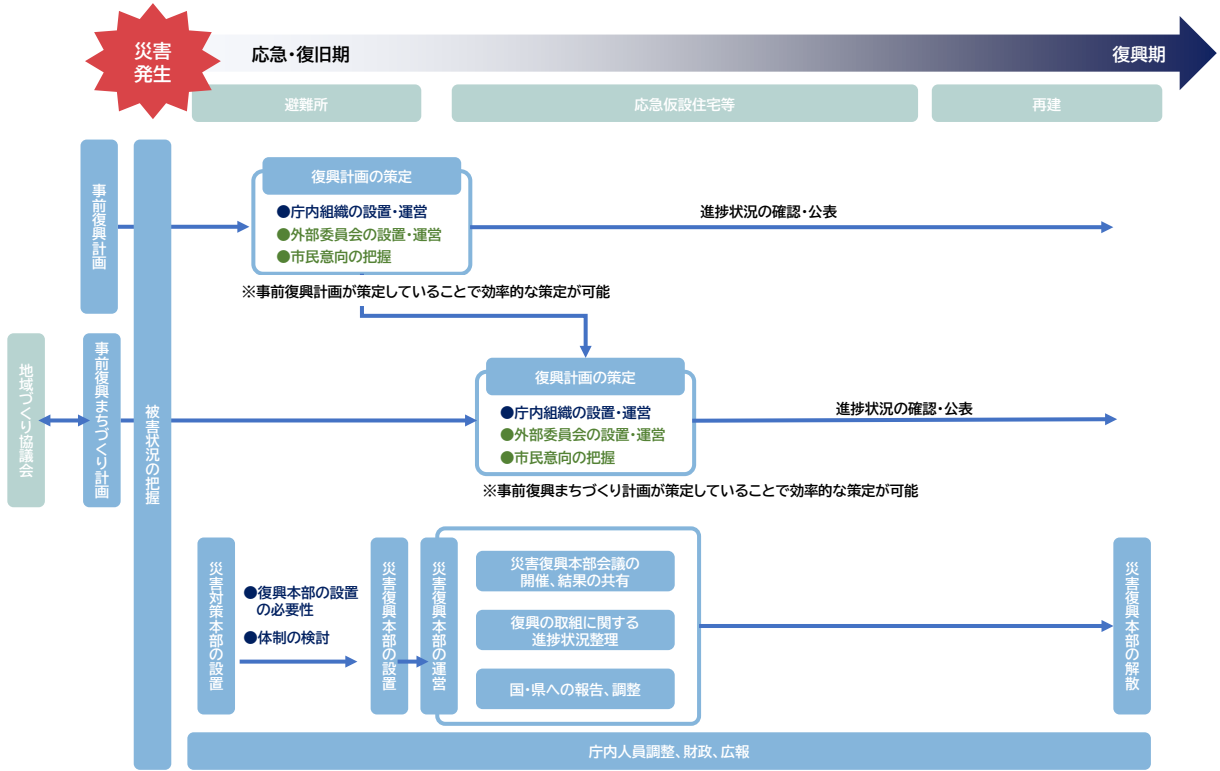


図 復興に向けた体制と方針等の全体像

1-1. 復興体制

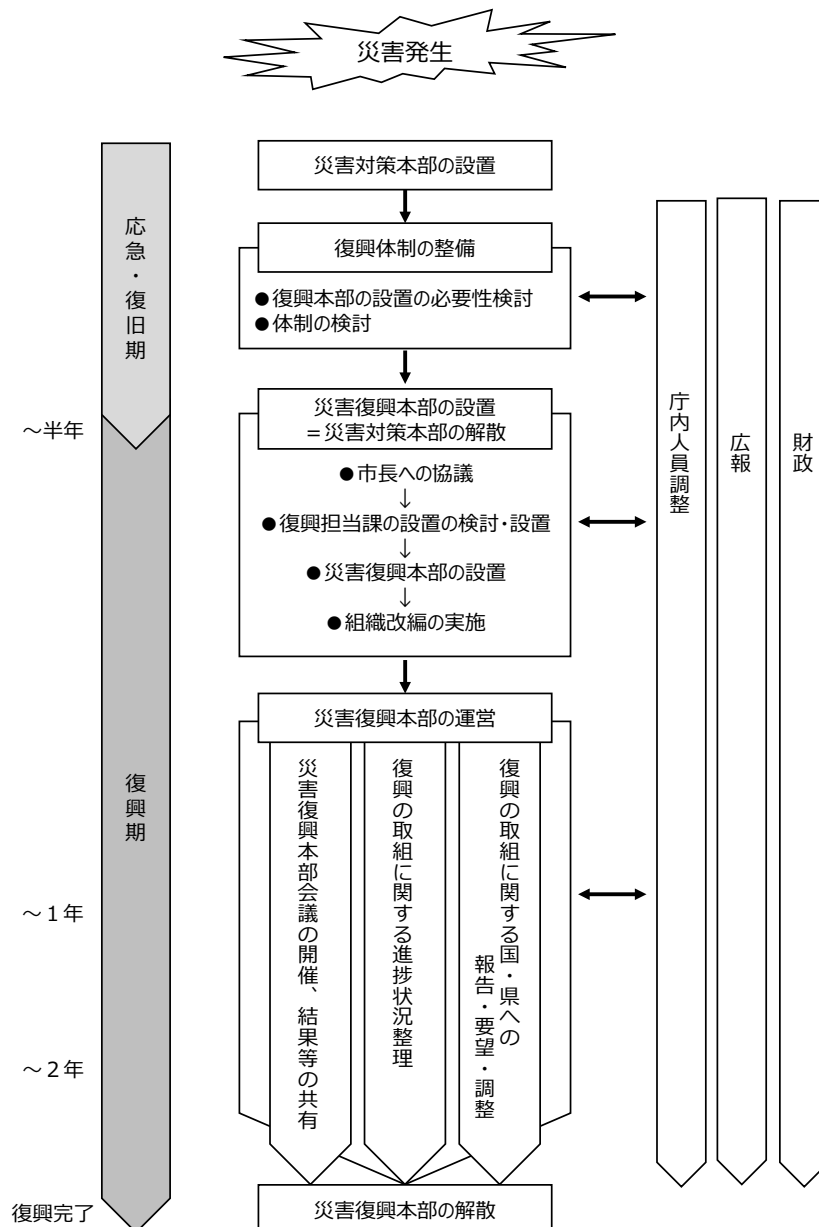
■到達目標

大規模災害からの復興に向け、応急・復旧を担う災害対策本部から災害復興本部へ移行する。

■業務体系

- (1) 庁内の復興体制の整備 総務企画部（本部事務局）
- (2) 庁内人員調整 総務企画部（庶務班）
- (3) 広報 総務企画部（庶務班）
- (4) 財政 総務企画部（庶務班）

■業務フロー



(1) 庁内の復興体制の整備

● 総務企画部（本部事務局）

■業務概要

被災状況等から、今後、広範囲及び長期にわたり復興に関する重大な政策課題が発生すると想定された場合において、復旧・復興対策を総合的かつ迅速に行うため必要と認めるときは、市災害復興本部を設置する。

災害復興本部が主体となり、各種復興施策を円滑に実施するために、各部署が相互に連絡・調整を図る「災害復興本部会議」を運営する。

※宇和島市地域防災計画【地震災害対策編】 第3章 第2節 復旧・復興対策の体制

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半月	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
災害対策本部の設置、解散	初動から応急・復旧に関する業務について、全庁で一体的かつ迅速に推進するため、災害対策本部を設置し、応急・復旧期が復興期に移行した時点で解散	☆	⇒	★				
災害復興本部の設置	復興に向けた業務について、全庁で一体的かつ迅速に推進するため、災害復興本部を設置（災害対策本部からの移行）		☆	★				
復興担当課の検討・設置	必要に応じて、庁内の復興に関する取組等を統括する部署を設置			☆	⇒	⇒	⇒	★
災害復興本部会議の開催、結果等の共有	復興に関する業務の報告・要望・調整等を行うため、災害復興本部会議を定期的 に開催 災害復興本部会議における決定事項等を各部・支所部と情報共有			☆	⇒	⇒	⇒	★
復興の取組に関する進捗状況整理	復興に関する業務の進捗状況等の整理、調整	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
復興の取組に関する国・県への報告・要望・調整	復興に関する取組について、国・県等の関係機関への報告・要望・調整	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
災害復興本部の解散	復興に関する業務が完了した段階で、災害復興本部を解散							★

(2) 庁内人員調整

● 総務企画部（庶務班）

■業務概要

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

応援職員の受入に当たっては、執務室や必要な資機材等の準備を行うとともに、宿泊場所の確保等に取り組む。

また、職員の体調面、メンタル面での健康状態を調査、把握しておく。

※宇和島市地域防災計画【地震災害対策編】第4章 第2節 第1 資材・機材、人員等の配備手配

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
不足人員の調査、調整	各部・支所部における不足人員の確認、必要に応じた連絡・調整	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
職員派遣要請	庁内では対応力が不足する業務を把握し、国・県等へ応援職員の派遣要請	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
応援職員の受入	応援職員の割当、宿泊場所等の確保	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
外部支援（中間支援組織等）との連携	関係団体や中間支援組織等の受入、職務の調整等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
職員の健康管理	職員の体調面、メンタル面での健康状態を調査、把握	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★

(3) 広報

● 総務企画部（庶務班）

■業務概要

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて、継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

災害の記憶を風化させることなく後世に残し、教訓として活かしていくため、被害状況や災害対応などを整理して取りまとめる。

※宇和島市地域防災計画【地震災害対策編】第3章 第4節 第10 生活再建支援策等の広報

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
広報体制の整備	復興に関する広報体制の整備	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
復興に関する広報	復興に関する情報共有・発信	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
復興に関する記録	復興に関する記録（写真・会議録等）の保存・整理	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★

(4) 財政

● 総務企画部（財政班）

■業務概要

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等から、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

迅速・的確に復興施策を実施できるよう、被災状況を把握し、被災及び復興状況に応じた予算編成を行う。

※宇和島市地域防災計画【地震災害対策編】 第3章 第3節 第4 復興財源の確保

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半月	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
予算の編成	復旧・復興に関する予算の編成および議会対応	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
財源の確保	復旧・復興に関する財源の確保	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
県、国への要請	県、国への提案要請活動の実施	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★

1-2. まちづくり・計画

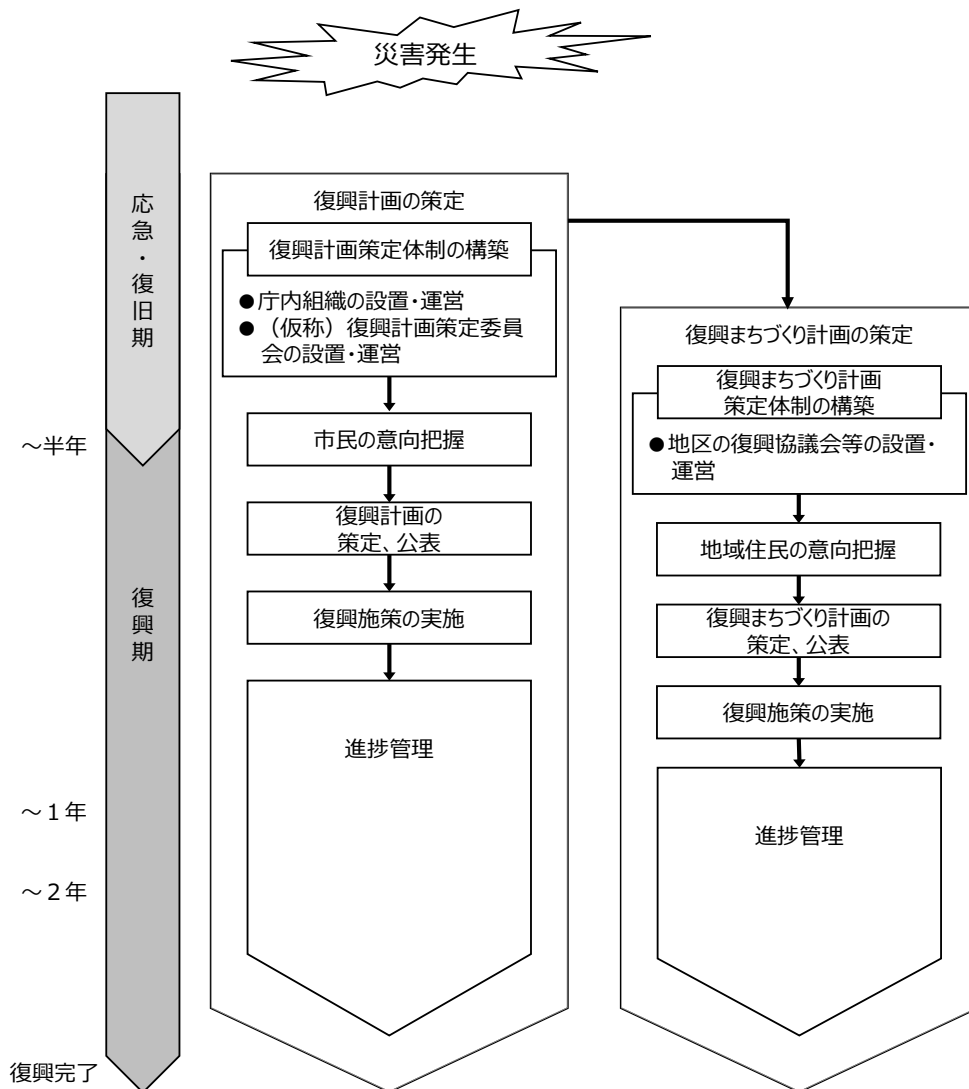
■到達目標

復興計画及び復興まちづくり計画の策定を行う。

■業務体系

(1) 復興計画・復興まちづくり計画の策定..... 総務企画部（企画情報班）

■業務フロー



(1) 復興計画・復興まちづくり計画の策定

● 総務企画部（企画情報班）

■業務概要

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、県の復興方針と本市復興計画との整合を図りながら、関係機関と調整しつつ計画的に復興を進める。
また、被災地区において復興まちづくり計画を作成し、復興整備を進める。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
復興計画								
庁内組織の設置・運営	復興計画策定に向けた庁内組織の設置・運営		☆	★				
(仮称)復興計画策定委員会の設置・運営	復興計画策定に向けた外部委員会の設置・運営		☆	★				
復興計画の策定・公表	復興計画の策定			☆★				
市民の意向把握	復興計画の策定に関する市民の意向把握（アンケートや懇談会等）			☆★				
復興計画の進捗状況の確認及び公表	復興計画の進捗状況の確認及び公表			☆	⇒	⇒	⇒	★
復興まちづくり計画								
地区の復興協議会等の設置・運営	対象地区における復興まちづくりの検討組織の設置・運営			☆	★			
復興まちづくり計画の策定・公表	復興まちづくり計画の策定			☆	★			
地域住民の意向把握	復興まちづくり計画の策定に関する地域住民の意向把握（WSや地域懇談会等）			☆	★			
復興まちづくり計画の進捗状況の確認及び公表	復興まちづくり計画の進捗状況の確認及び公表			☆	⇒	⇒	⇒	★

2. まちの復興

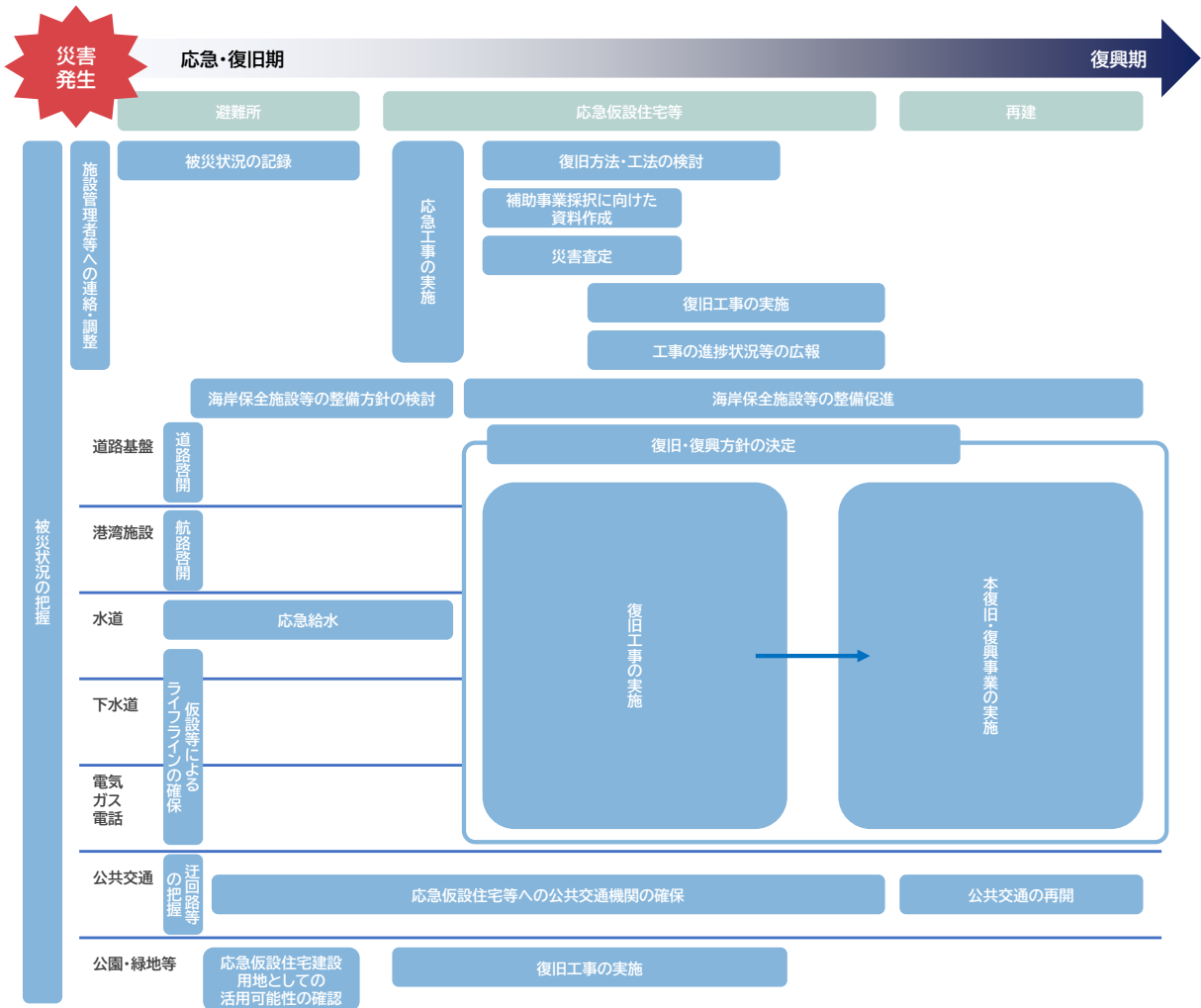


図 まちの復興の全体像

2-1. 公共土木施設（土砂災害対策、洪水対策、津波・高潮対策等）の災害復旧

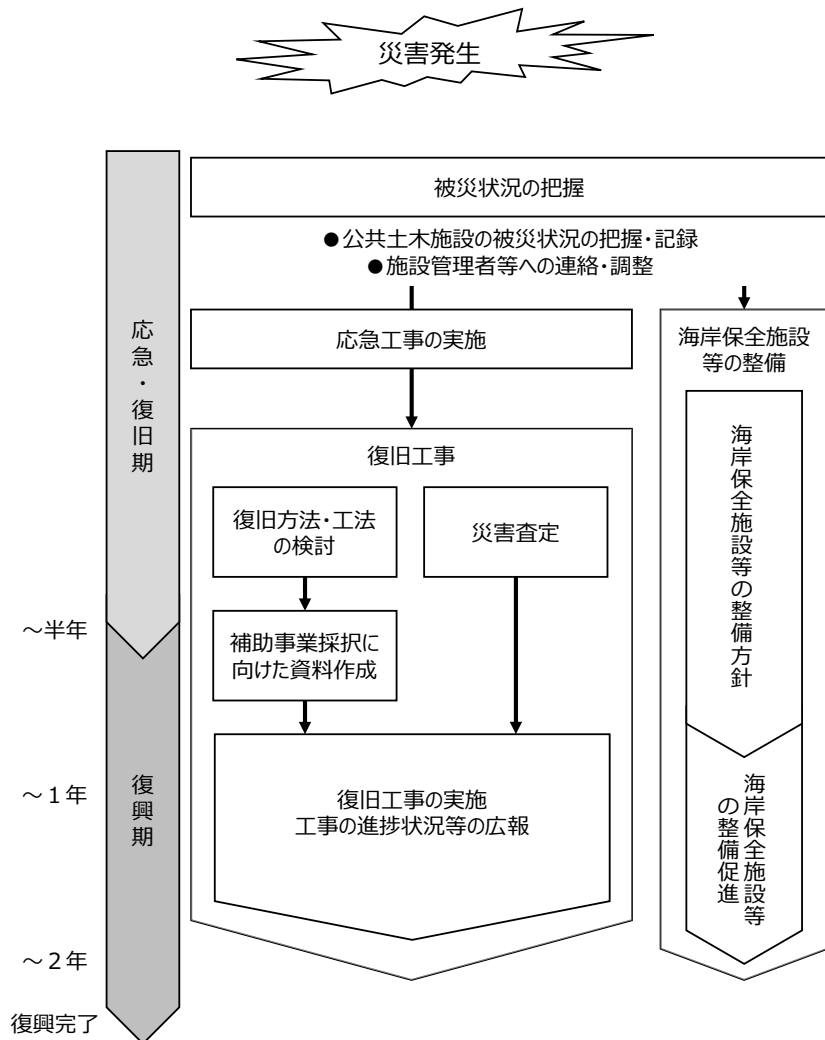
■到達目標

復旧・復興対策として、国の財政負担のもと、被災した公共土木施設の迅速な復旧を図る。

■業務体系

- (1) 被災状況の把握 建設部（建設班）
- (2) 応急工事 建設部（建設班）
- (3) 復旧工事 建設部（建設班）
- (4) 海岸保全施設等の整備 建設部（建設班）

■業務フロー



(1) 被災状況の把握

● 建設部（建設班）

■業務概要

公共土木施設の被害状況を把握・国県への報告を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
公共土木施設の被災状況の把握・記録	被災事実確認の資料として、被災範囲、数量、規格等が確認できるよう写真撮影等の記録および関係機関へ報告	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
施設管理者等へ連絡・調整	国や県等の施設管理者との情報共有	☆★						

(2) 応急工事

● 建設部（建設班）

■業務概要

発災後、被害の拡大防止や救援活動のためなど、緊急に措置しなければならない場合には、災害査定を待たずに被災後ただちに応急工事を実施する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
応急工事の実施	施設管理者との連携のもと、被害の拡大を防ぎ、被災した施設の従前の効用を回復させるため、応急工事を実施	☆	⇒	★				

(3) 復旧工事

● 建設部（建設班）

■業務概要

地震による災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

なお、特に緊急な公共施設の復旧が必要な場合には、災害査定を待つことなく、応急工事に着手する。

※宇和島市地域防災計画【地震災害対策編】 第3章 第1節 第6 災害査定の促進

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
復旧方法・工法の検討	施設管理者と連携のもと、被害の状況や地域特性等を踏まえ、迅速な原形復旧及び再度の災害防止の観点から復旧の基本方向の検討		☆	⇒	★			
補助事業採択に向けた資料作成	施設管理者と連携のもと、災害復旧計画概要書（査定設計書）の作成			☆	★			
災害査定	被災箇所の災害復旧の申請に基づき、災害査定の対応			☆	★			
復旧工事の実施	復旧工事の実施			☆	⇒	★		
工事の進捗状況等の広報	国や県等の施設管理者と連携のもと、工事の進捗状況等に関する住民説明と情報発信			☆	⇒	★		

(4) 海岸保全施設等の整備

● 建設部（建設班）

■業務概要

海岸保全施設は、被災後の復興まちづくり等に大きく影響するため、関係機関との調整を図りながら、整備方針を検討するとともに、市街地等の安全性を確保するため、早期整備に向けた働きかけを行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
海岸保全施設等の整備方針	海岸保全施設の整備（案）に対し、意見を集約し、整備方針の決定		☆	⇒	★			
海岸保全施設等の整備促進	復興までの期間短縮を図るため、海岸保全施設等の早期整備の要望				☆	⇒	★	

2-2. 道路基盤、港湾施設の復興

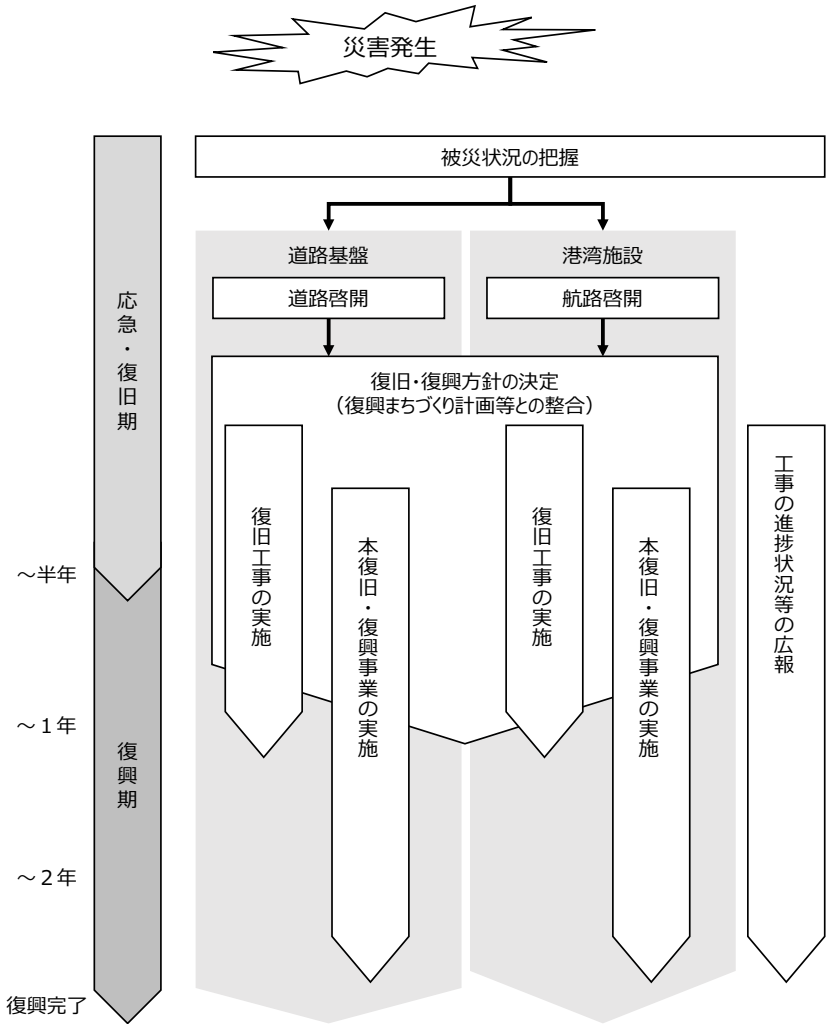
■到達目標

応急・復旧活動等の進捗状況や地域特性を把握し、緊急性や優先性等を勘案して道路基盤、港湾施設の復旧・復興方針を決定し、復旧・復興事業を円滑に進め、速やかな利用再開や供用開始を図る。

■業務体系

- (1) 道路基盤の復興 建設部（建設班）
- (2) 港湾施設の復興 建設部（建設班）

■業務フロー



(1) 道路基盤の復興

● 建設部（建設班）

■業務概要

迅速かつ正確な情報把握を行い、関係する国・県・市町間で連絡を密に取りながら、道路の復興事業の進捗に努める。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
被災状況の把握	管理する道路の被害調査と各道路管理者との情報共有	☆☆						
道路啓開	国や県、関係機関等との連携のもと、緊急車両等の通行のための緊急ルートの確保	☆☆						
復旧・復興方針の決定（復興まちづくり計画等との整合）	各道路管理者の復旧・復興方針、被害状況や応急・復旧活動に必要な路線等の緊急性、地域特性等を踏まえ、道路の復旧・復興方針の決定		☆	⇒	★			
復旧工事の実施	現状復旧が決定した路線の復旧			☆	★			
復興事業の実施	被災した市街地・集落の新たなまちと一体となった整備等の実施			☆	⇒	⇒	★	
工事の進捗状況等の広報	国や県等の施設管理者と連携のもと、工事の進捗状況等に関する住民説明と情報発信			☆	⇒	⇒	⇒	★

(2) 港湾施設の復興

● 建設部（建設班）

■業務概要

被災状況の把握を行い、関係する国・県との連携を図りながら、港湾の復興事業の進捗に努める。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
被災状況の把握	宇和島港、玉津港、岩松港（県）と吉田港（市）の被害調査と情報共有	☆☆						
航路啓開	国や県、関係機関による航路啓開	☆☆						
復旧・復興方針の決定（復興まちづくり計画等との整合）	被災状況や港湾機能の特性等を踏まえ、現状復旧又は港湾計画等に基づく復興等の方針の決定		☆	⇒	★			
復旧工事の実施	公共土木施設災害復旧事業等による復旧			☆	★			
復興事業の実施	復興まちづくり計画に基づく港湾施設の整備			☆	⇒	⇒	★	
工事の進捗状況等の広報	国や県等の施設管理者と連携のもと、工事の進捗状況等に関する住民説明と情報発信			☆	⇒	⇒	⇒	★

2-3. ライフラインの復興

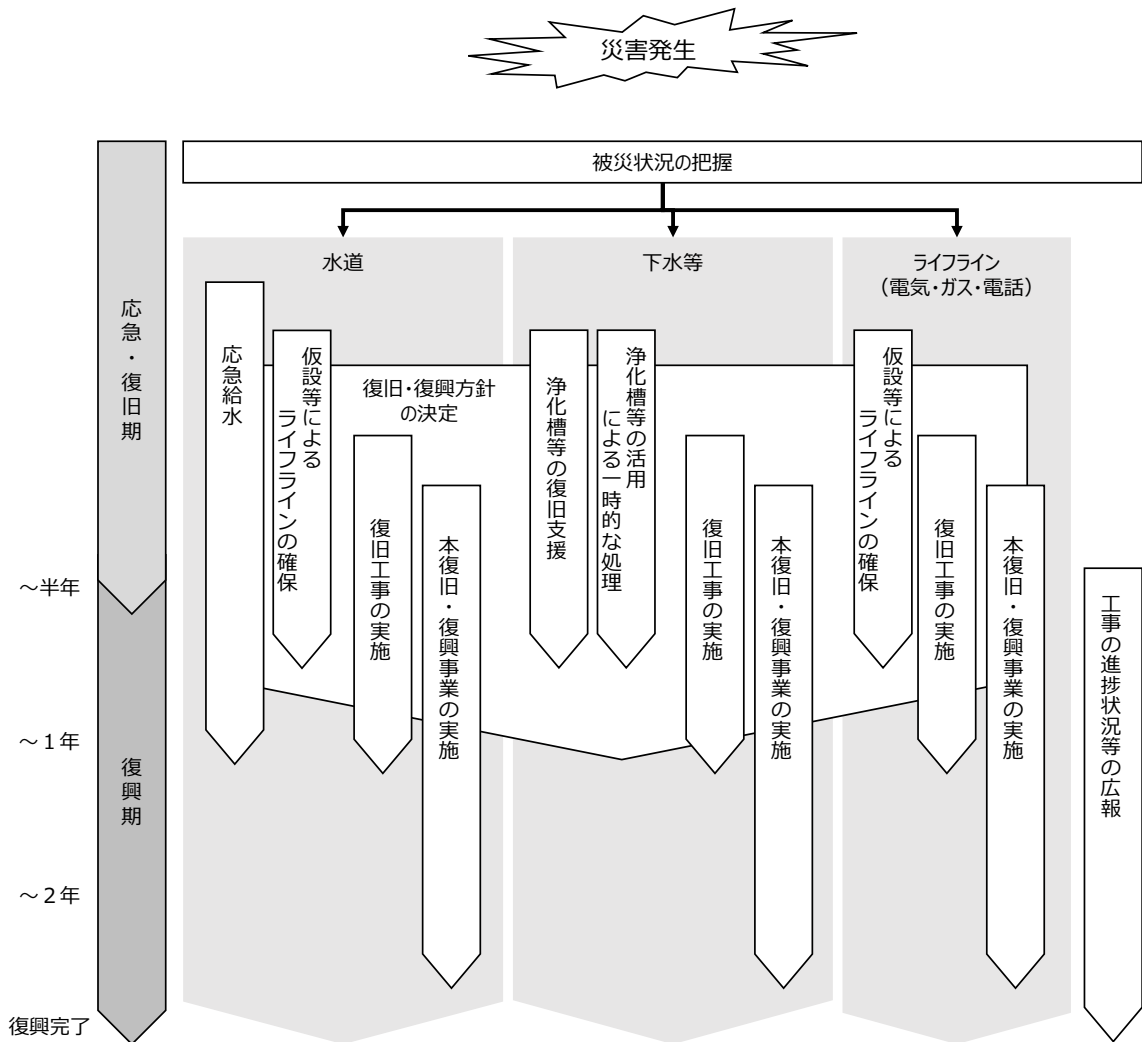
■到達目標

応急・復旧活動等の進捗状況や地域特性を把握し、緊急性や優先性等を勘案してライフライン施設等の復旧・復興方針を決定し、復旧・復興事業を円滑に進め、速やかな利用再開や供用開始を図る。

■業務体系

- (1) ライフライン（水道）の復興..... 水道局（水道給水班）
- (2) ライフライン（下水等）の復興..... 建設部（都市整備班）
- (3) ライフライン（電気・ガス・電話）の復興（民間事業者等との調整）. 総務企画部（庶務班、企画情報班）

■業務フロー



(1) ライフライン（水道）の復興

● 水道局（水道給水班）

■業務概要

水道施設の被災状況、断水地域等を調査し、応急給水を実施するとともに、必要に応じて県等へ支援を要請する。

仮設等による水道水の提供を実施し、水道施設の復旧および本格的な復旧に向け、災害復旧事業の申請及び本復旧に向けた事業を実施する。

この際、水道水等の安全性を保証できるよう検査を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
被災状況の把握	断水地域の調査 水道施設の被害状況調査 水道水の水質調査	☆☆						
応急給水の実施	関係機関と連携し、水道水や生活用水など、必要となる水の提供	☆	⇒	⇒	★			
仮設等による水道水の提供	避難所や応急仮設住宅等の配置を踏まえ、関係機関と連携した仮設等による水道水の提供		☆	★				
復旧・復興方針の決定（復興まちづくり計画等との整合）	被災状況や地域特性等を踏まえ、現状復旧又は耐震性の強化や中長期的な改良等も含めた復興等の方針を決定		☆	⇒	★			
復旧工事の実施	復旧工事の実施		☆	⇒	★			
復興事業の実施	復興まちづくり計画に基づく水道施設の整備			☆	⇒	⇒	★	
工事の進捗状況等の広報	国や県等の施設管理者と連携のもと、工事の進捗状況等に関する住民説明と情報発信			☆	⇒	⇒	⇒	★

(2) ライフライン（下水等）の復興

● 建設部（都市整備班）

■業務概要

下水道施設の被災状況を調査し、必要に応じて仮復旧を行い、県等へ支援を要請する。

下水を流すことが出来ない地域においては、利用できないことの周知徹底を行う。また、浄化槽等の地域の復旧支援を行う。

本格的な復旧に向け、災害復旧事業の申請及び本復旧に向けた事業を実施する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
被災状況の把握	下水道施設の被害状況調査	☆☆						
浄化槽等の復旧支援	被災した浄化槽等の復旧支援		☆	★				
浄化槽等の活用による一時的な処理	避難所や応急仮設住宅等の配置を踏まえ、浄化槽等の活用による一時的な処理		☆	★				
復旧・復興方針の決定（復興まちづくり計画等との整合）	被災状況や地域特性等を踏まえ、現状復旧又は耐震性の強化や中長期的な改良等も含めた復興等の方針の決定		☆	⇒	★			
復旧工事の実施	下水道施設等の復旧工事の実施		☆	⇒	★			
復興事業の実施	復興まちづくり計画に基づく下水道施設の整備			☆	⇒	⇒	★	
工事の進捗状況等の広報	国や県等の施設管理者と連携のもと、工事の進捗状況等に関する住民説明と情報発信			☆	⇒	⇒	⇒	★

(3) ライフライン（電気・ガス・電話）の復興（民間事業者等との調整）

- 総務企画部（庶務班、企画情報班）

■業務概要

事業者が運営するライフライン施設の被災状況を調査し、必要に応じて仮設等による応急対策を実施する。

被災状況や地域特性等を踏まえ、現状復旧又は耐震性の強化や中長期的な改良等も含めた復興等の方針を決定し、復旧工事・本復旧等の事業を推進する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
被災状況の把握	事業者が運営しているライフラインに関する被害状況の情報共有	☆☆						
仮設等によるライフラインの確保	仮設等によるライフラインの確保	☆	⇒	★				
復旧・復興方針の決定	被災状況や地域特性等を踏まえ、現状復旧又は耐震性の強化や中長期的な改良等も含めた復興等の検討の支援		☆	⇒	★			
復旧工事の実施	復旧工事の実施の支援		☆	⇒	★			
復興事業の実施	復興状況に応じたライフラインの整備			☆	⇒	⇒	★	
工事の進捗状況等の広報	国や県等の施設管理者と連携のもと、工事の進捗状況等に関する住民説明と情報発信			☆	⇒	⇒	⇒	★

2-4. 公共交通の復興

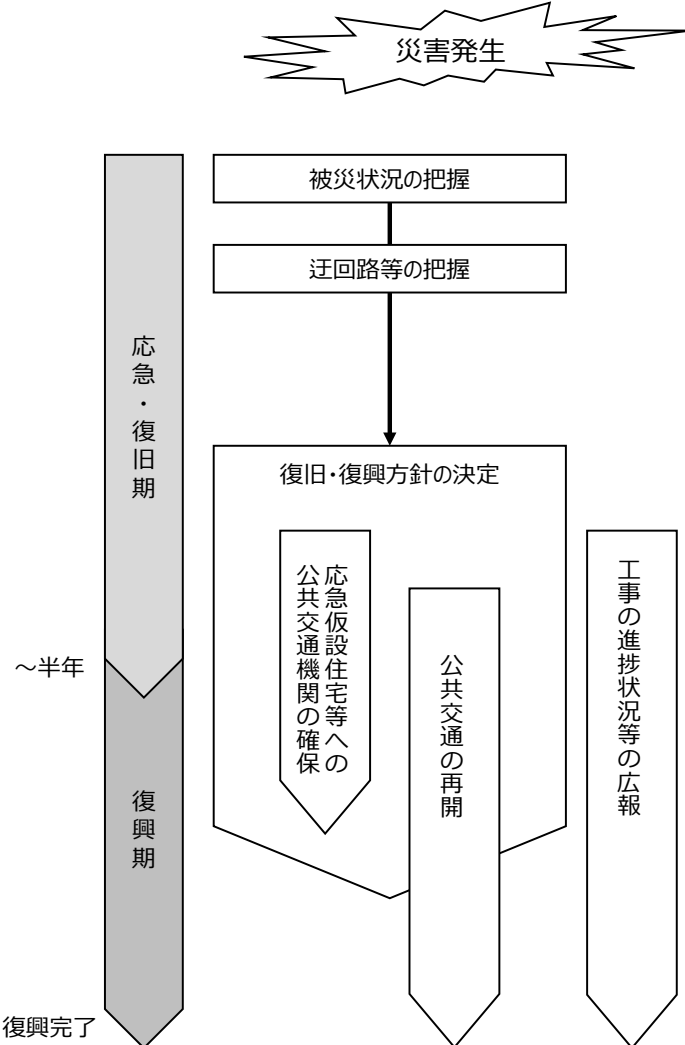
■到達目標

応急・復旧活動等の進捗状況や地域特性を把握し、緊急性や優先性等を勘案して公共交通等の復旧・復興方針を決定し、復旧・復興事業を円滑に進め、速やかな利用再開や供用開始を図る。

■業務体系

- (1) 公共交通の被災状況の把握 総務企画部（庶務班）
- (2) 公共交通の復旧・復興 総務企画部（庶務班）

■業務フロー



(1) 公共交通の被災状況の把握

● 総務企画部（庶務班）

■業務概要

公共交通機関や運行ルートへの被災状況を調査し、必要に応じて事業者との連携のもと、代替路や迂回路の確保等の応急対策を実施する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
被災状況の把握	事業者（JR 四国、宇和島自動車、盛運汽船等）との連携のもと、公共交通機関、航路等の被災状況の情報収集・共有	☆☆						
応急的な公共交通の運行に向け迂回路等の把握	応急的な公共交通運行の実施に向けた既存運行ルートの復旧・迂回路の設置状況の把握	☆☆						

(2) 公共交通の復旧・復興

● 総務企画部（庶務班）

■業務概要

被災状況や地域特性等を踏まえ、現状復旧又は復興まちづくり計画に基づく再編等も含めた方針を決定する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
応急仮設住宅等への公共交通機関の確保	応急仮設住宅の建設地等への公共交通運行ルート等の調整・確保			☆☆				
公共交通の復旧・復興方針の決定	復興状況に応じて公共交通の復興に関する方針の決定		☆	⇒	★			
公共交通の再開	復興状況に応じた公共交通の確保			☆	⇒	⇒	⇒	⇒
工事の進捗状況等の広報	国や県等の施設管理者と連携のもと、工事の進捗状況等に関する住民説明と情報発信			☆	⇒	⇒	⇒	★

2-5. 公園・緑地の復興

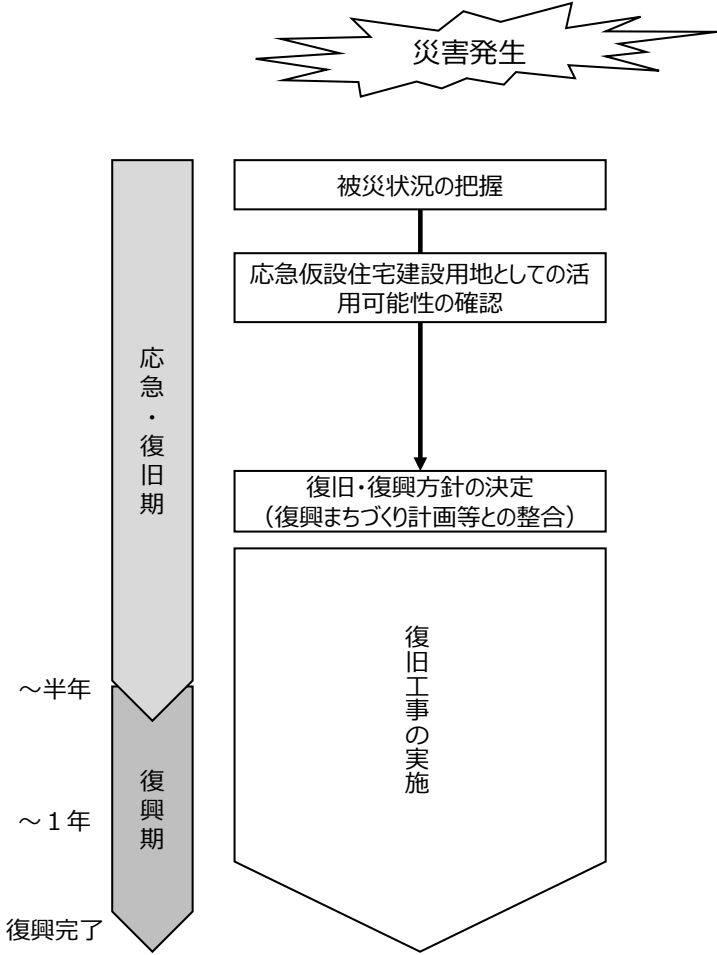
■到達目標

応急・復旧活動等の進捗状況や地域特性を把握し、緊急性や優先性等を勘案して公園等の復旧・復興方針を決定し、復旧・復興事業を円滑に進め、速やかな利用再開や供用開始を図る。

■業務体系

- (1) 公園・緑地等の被災状況の把握…………… 建設部（都市整備班、住宅班）
- (2) 公園・緑地等の復旧・復興…………… 建設部（都市整備班、住宅班）

■業務フロー（公園・緑地等）



(1) 公園・緑地等の被災状況の把握

● 建設部（都市整備班、住宅班）

■業務概要

公園・緑地等の被害状況等を踏まえながら、応急仮設住宅建設用地としての活用を確認する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
被災状況の把握	管理する公園の被害調査	☆☆						
応急仮設住宅建設用地としての活用可能性の確認	建設型応急仮設住宅の建設用地としての活用可能性の確認	☆	★					

(2) 公園・緑地等の復旧・復興

● 建設部（都市整備班、住宅班）

■業務概要

公園・緑地等の被害状況等を踏まえながら、復旧・復興方針を決定し、復旧・復興事業を進める。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
復旧・復興方針の決定（復興まちづくり計画等との整合）	被災状況や公園・緑地の特性等を踏まえ、現状復旧又は公園機能の拡充等の方針の決定		☆	⇒	★			
復旧工事の実施	復興まちづくり計画に基づく公園・緑地の整備		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★

2-6. 文化施設、文化財等の保護

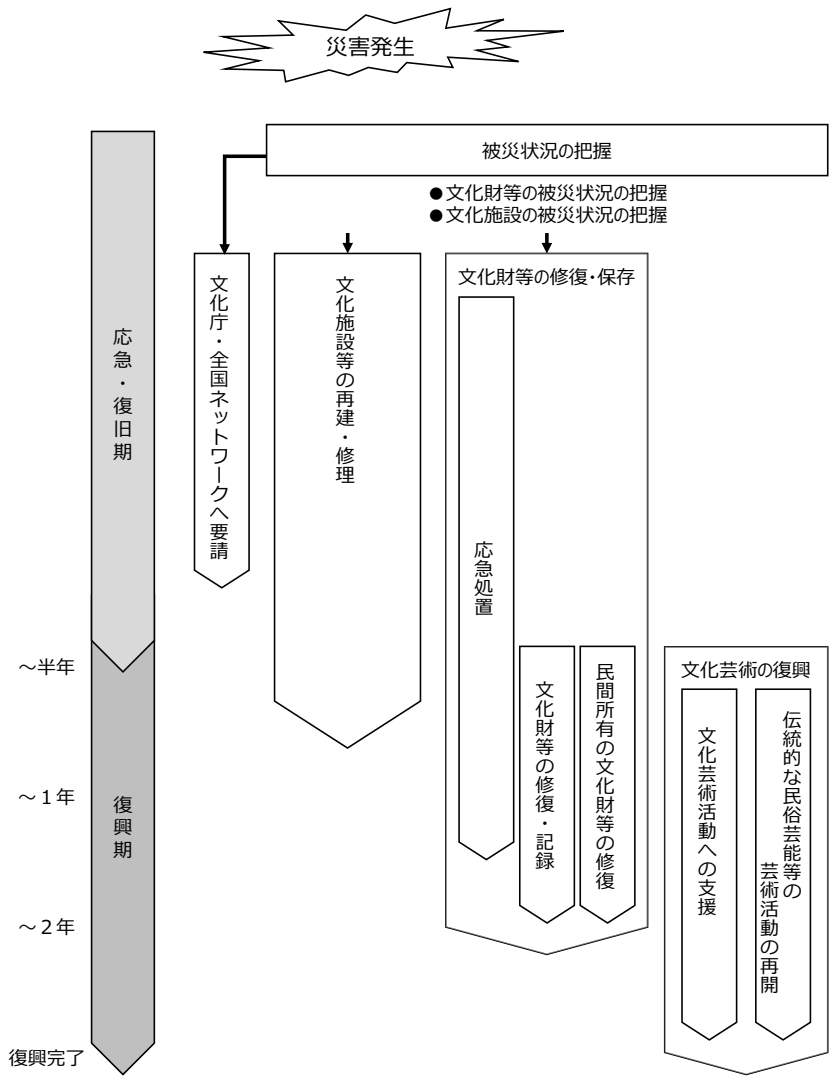
■到達目標

文化芸術活動や地域の伝統芸能の公演機会や鑑賞機会を回復させる。

■業務体系

- (1) 被災状況の把握 教育委員会 (生涯学習班)
- (2) 文化施設等の再建 教育委員会 (生涯学習班)
- (3) 文化財等の修復・保存 教育委員会 (生涯学習班)
- (4) 文化芸術の復興 教育委員会 (生涯学習班)

■業務フロー



(1) 被災状況の把握

- 教育委員会（生涯学習班）

■業務概要

文化施設・文化財の被災状況の把握・確認を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
文化施設の被災状況の把握	文化施設の被害状況の調査	☆☆						
文化財等の被災状況の把握	文化庁や関係団体等に協力を依頼し、未指定文化財を含む被災状況調査	☆☆						
文化庁・文化財防災ネットワークへ要請	文化庁または全国の文化財防災ネットワークに支援・協力の要請	☆☆						

(2) 文化施設等の再建

- 教育委員会（生涯学習班）

■業務概要

文化施設等の適切な保管を実施するとともに、必要に応じて再建・修理に努める。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
文化施設等の再建・修理	再建計画等を作成し、国の補助金等を活用して文化・社会教育施設の再建・修理			☆	⇒	★		

(3) 文化財等の修復・保存

● 教育委員会（生涯学習班）

■業務概要

収蔵資料や文化財等の修復・保存に向けた支援を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
応急処置	文化財等の応急処置	☆	⇒	⇒	★			
文化財等の修復・記録・保管	必要に応じて、文化庁や県、専門家、学識者、学術団体・研究機関による委員会等を設置して、復旧方針を決定し、文化財等を修復・記録・保管			☆	⇒	⇒	★	
民間所有の文化財等の修復	被災した文化財等の廃棄・散逸の防止のため、所有者と修復に関する協議を実施し、民間所有の文化財等の修復			☆	⇒	⇒	★	

(4) 文化芸術の復興

● 教育委員会（生涯学習班）

■業務概要

地域の伝統芸能や文化芸術の公演機会や鑑賞機会の回復に向けた支援を行う。
文化芸術の鑑賞機会や交流の場を再開する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
文化芸術活動への支援	地域の文化芸術の公演機会や鑑賞機会の回復に向けた支援			☆	⇒	⇒	⇒	★
伝統的な民俗芸能等の芸術活動の再開	伝統的な民俗芸能等の芸術活動の再開と周知			☆	⇒	⇒	⇒	★

3. まちの復興（復興に向けた条件整備）

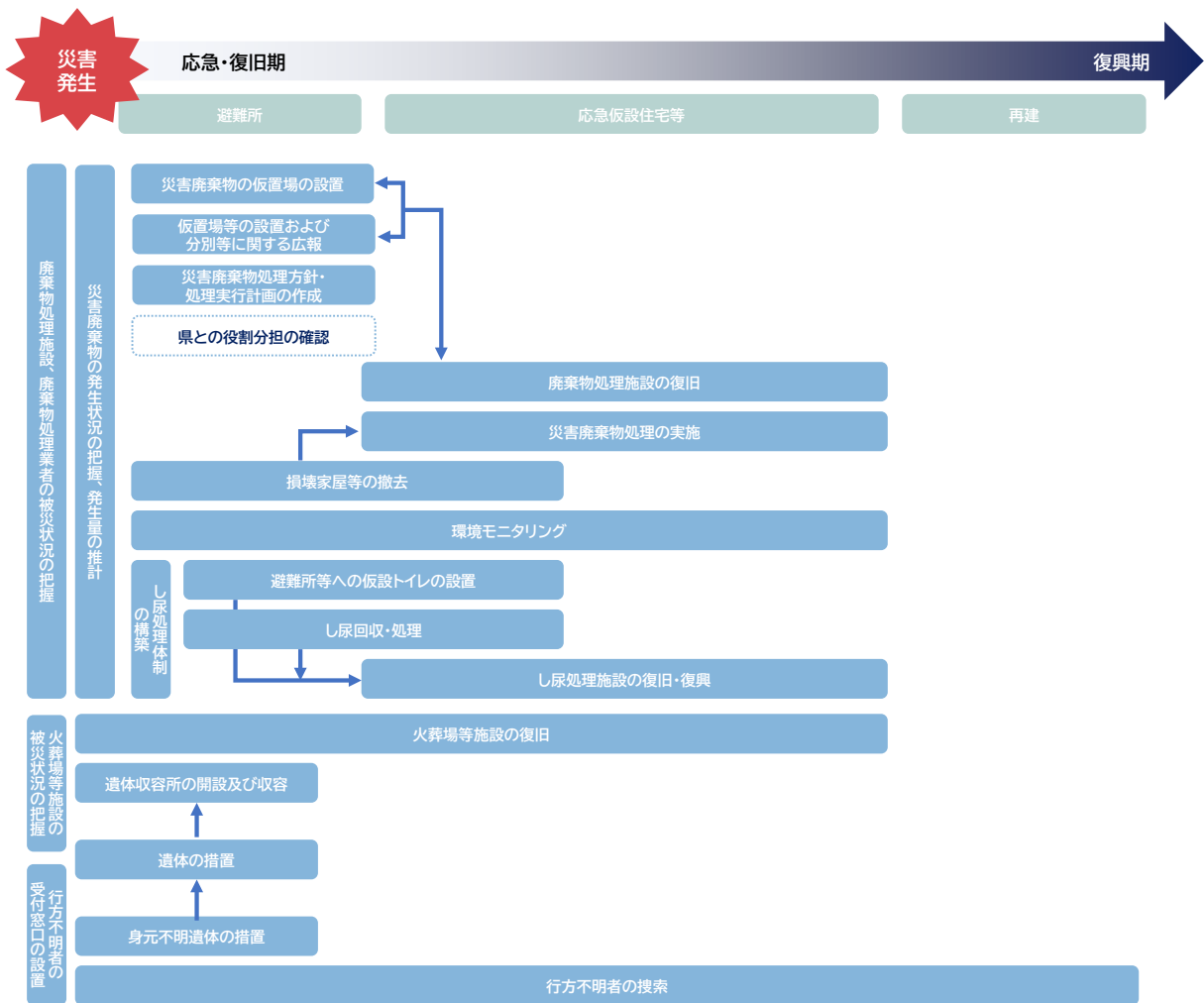


図 まちの復興（復興に向けた条件整備）の全体像

3-1. 災害廃棄物処理

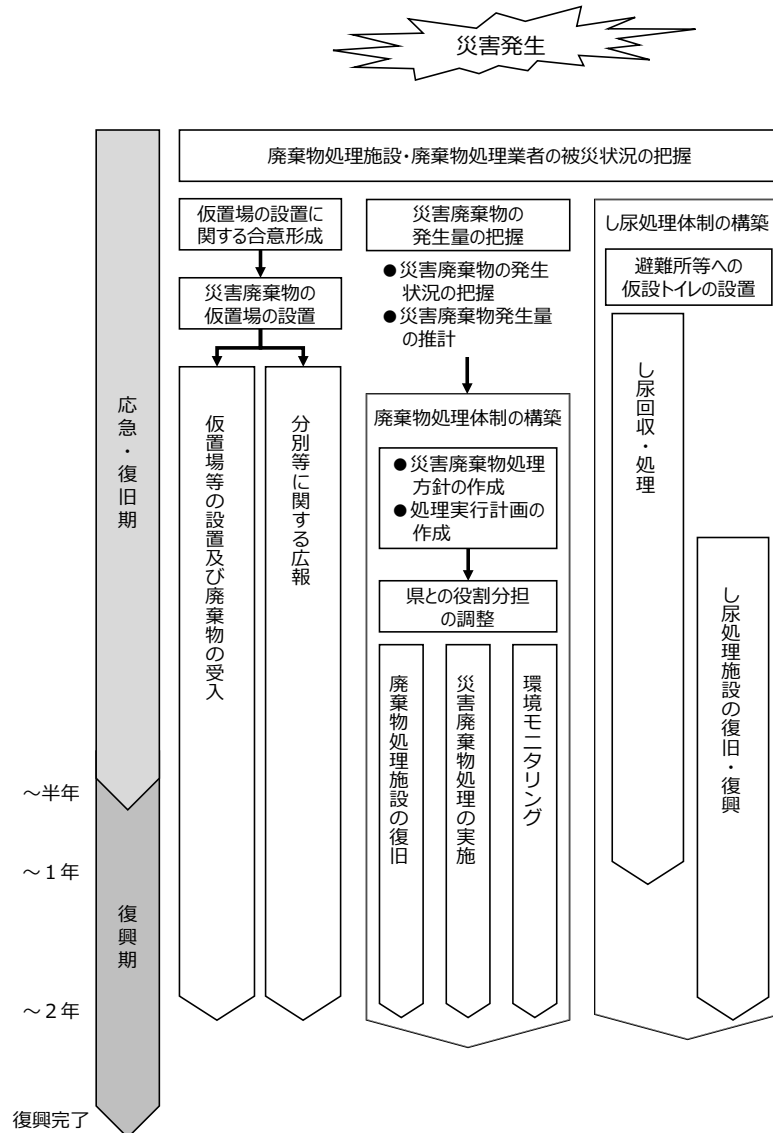
■到達目標

県をはじめとする県外広域処理や民間処理能力の活用等あらゆる対応を行い、可能な限り早期処理を図る。

■業務体系

- (1) 被災状況の把握 市民環境部 (生活環境班)
- (2) 仮置場の設置 市民環境部 (生活環境班)
- (3) 災害廃棄物の発生量の把握 市民環境部 (生活環境班)
- (4) 廃棄物処理体制の構築 市民環境部 (生活環境班)
- (5) し尿処理体制 市民環境部 (生活環境班)

■業務フロー



(1) 被災状況の把握

● 市民環境部（生活環境班）

■業務概要

災害廃棄物処理を実施するため、廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者の被災状況を調査、把握する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
廃棄物処理施設の被災状況の把握	廃棄物処理施設の被害調査	☆☆						
廃棄物処理業者の被害状況の把握	民間事業者の被害状況の確認	☆☆						

(2) 仮置場の設置

● 市民環境部（生活環境班）

■業務概要

一時的に必要となる災害廃棄物の仮置き場を設置するとともに、分別等に関する広報を実施する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
仮置場の設置に関する合意形成	仮置場の設置に向けた周辺住民の合意形成	☆☆						
災害廃棄物の仮置場の設置	仮置場の確保、設置および計画的な集約	☆	⇒	★				
仮置場等の設置及び廃棄物の受入	仮置場等の設置 倒壊してがれき状態になっている建物及び公費解体に伴う廃棄物の受入	☆	⇒	⇒	★			
分別等に関する広報	分別等に関する情報発信	☆	⇒	★				

(3) 災害廃棄物の発生量の把握

● 市民環境部（生活環境班）

■業務概要

災害廃棄物処理を実施するため、廃棄物処理施設の被災状況や仮置場整備状況、有害廃棄物等の発生状況等の必要な情報を近隣市町村等関係者と連携を図り、収集する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
災害廃棄物の発生状況の把握	災害廃棄物の発生量の把握	☆	★					
災害廃棄物発生量の推計	災害廃棄物処理実行計画の作成のために、災害廃棄物の発生量の推計	☆	★					

(4) 廃棄物処理体制の構築

● 市民環境部（生活環境班）

■業務概要

市は、県と連携し、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確認するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

※宇和島市地域防災計画【地震災害対策編】 第3章 第1節 第4 災害廃棄物の処理

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
災害廃棄物処理方針・処理実行計画の作成	適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理の実施の観点から、廃棄物の処理に関する基本方針を示した災害廃棄物処理実施方針・処理実行計画の作成	☆	⇒	★				
県との役割分担の調整	災害廃棄物等の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、県及び近隣市町間の連携に向けた調整	☆	⇒	★				

業務	内容	タイムライン (☆:着手、⇒:継続、★:完了目標)						
		~半期	~1ヵ月	~半年	~1年	~2年	2年後~	復興完了
廃棄物処理施設の復旧	廃棄物処理施設の被害を踏まえ、施設の復旧		☆	⇒	⇒	★		
災害廃棄物処理の実施	仮設処理施設の整備や収集運搬、選別・処理・再資源化、最終処分等の廃棄物処理の実施		☆	⇒	⇒	★		
環境モニタリング	有害物質や危険物が混在する災害廃棄物の仮置場では、周辺環境への影響、作業員や近隣住民の健康への影響、労働災害の予防措置のための環境モニタリングを実施	☆	⇒	⇒	⇒	★		

(5) し尿処理体制

- 市民環境部（生活環境班）

■業務概要

災害廃棄物処理を実施するため、し尿の広域処理を含めた処分方法を確立するとともに、し尿処理体制を速やかに構築する。

仮設トイレ等の供給協力に関する協定に基づき、仮設トイレを配置し、し尿の回収・処理を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン (☆:着手、⇒:継続、★:完了目標)						
		~半期	~1ヵ月	~半年	~1年	~2年	2年後~	復興完了
し尿処理体制の構築	事業者の被災状況等を確認するとともに、稼働可能な業者、バキューム車及び作業員等の確保	☆★						
避難所等への仮設トイレの設置	避難所における避難者数等を踏まえ、避難所の仮設トイレの設置	☆	⇒	⇒	★			
し尿回収・処理	し尿の回収・処理	☆	⇒	⇒	★			
し尿処理施設の復旧・復興	し尿処理施設の復旧・復興		☆	⇒	⇒	★		

3-2. 遺体の措置

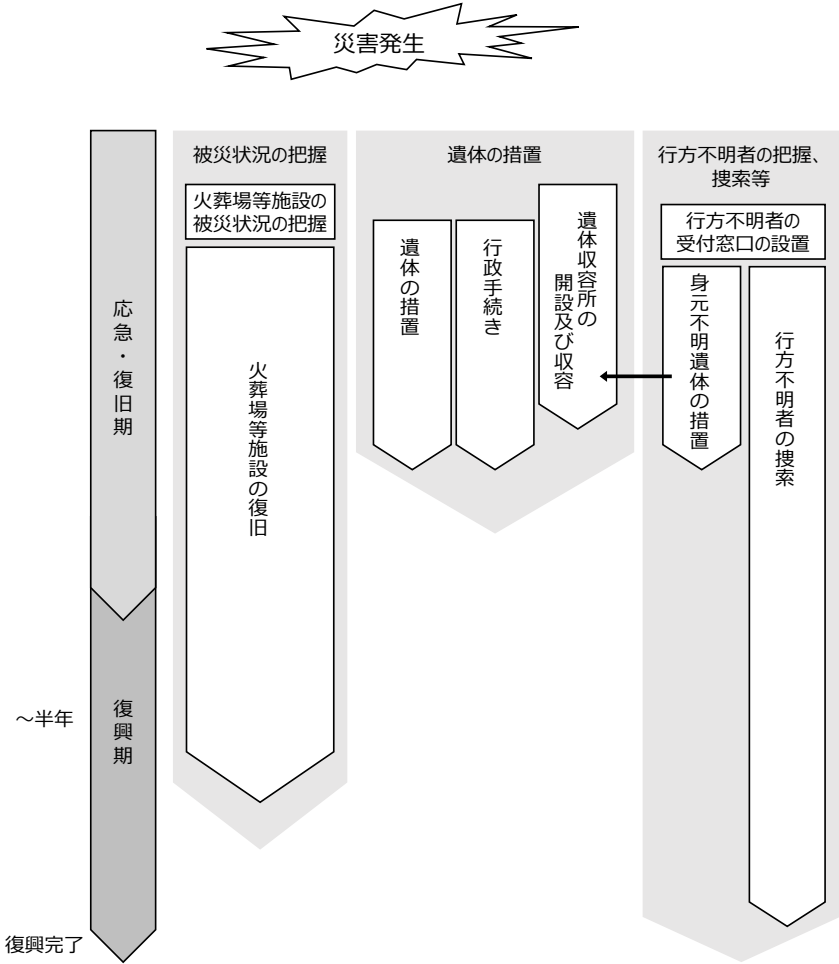
■到達目標

遺体の適切な措置を実施する。

■業務体系

- (1) 被災状況の把握 市民環境部（生活環境班）
- (2) 遺体の措置 市民環境部（生活環境班）
- (3) 行方不明者の把握、搜索等 市民環境部（生活環境班）

■業務フロー



(1) 被災状況の把握

● 市民環境部（生活環境班）

■業務概要

火葬場等施設の被災状況を把握し、関係機関への報告を実施する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半月	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
火葬場等施設の被災状況の把握	被害状況の早期把握と関係機関への報告	☆★						
火葬場等施設の被災状況の復旧	火葬場等施設の被災状況の復旧	☆	⇒	⇒	★			

(2) 遺体の措置

● 市民環境部（生活環境班）

■業務概要

県警等の関係機関との連携のもと、遺体収容所を開設し、遺体を収容するとともに、必要な措置を図る。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半月	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
遺体収容所の開設及び収容	遺体収容所の開設と収容	☆	★					
身元確認	県警等の関係機関との連携のもと、検視や身元確認等の実施	☆	★					
行政手続き	火葬場等の被災状況を踏まえた上で遺体の措置、状況に応じた仮埋葬の実施	☆	★					

(3) 行方不明者の把握、搜索等

● 市民環境部（生活環境班）

■業務概要

本庁、避難所等に行方不明者の受付窓口を設置するとともに、行方不明者の搜索を行う。また、身元不明遺体等については、必要な措置を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
行方不明者の受付窓口の設置	本庁、避難所等にて行方不明者の受付窓口の設置	☆☆						
行方不明者の搜索	行方不明者の搜索	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
身元不明遺体の措置	身元不明遺体等を遺体安置所にて照会し、状況に応じて火葬・仮埋葬	☆	★					

4. 住まいの復興

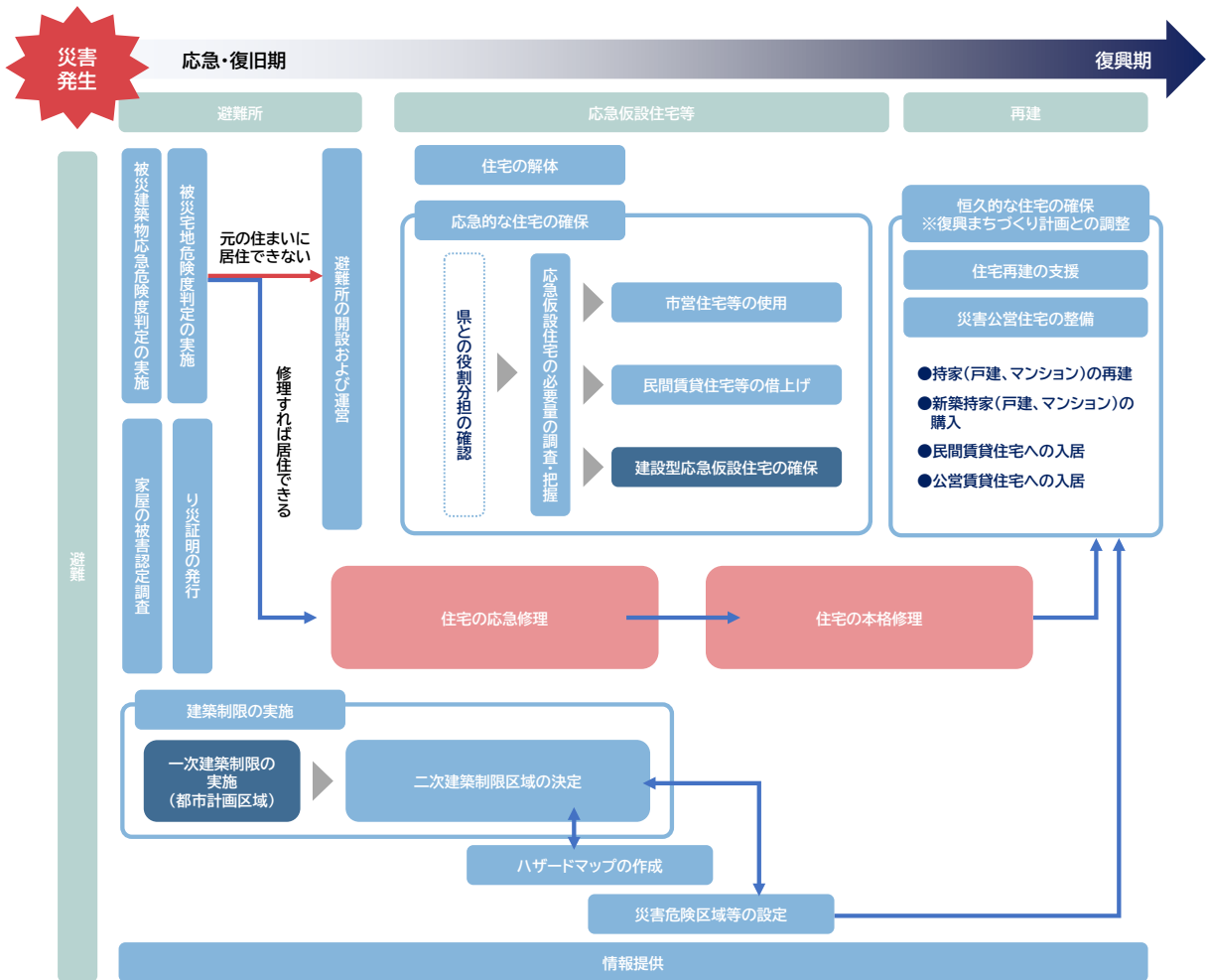


図 住まいの復興の全体像

4-1. 住まいの復興

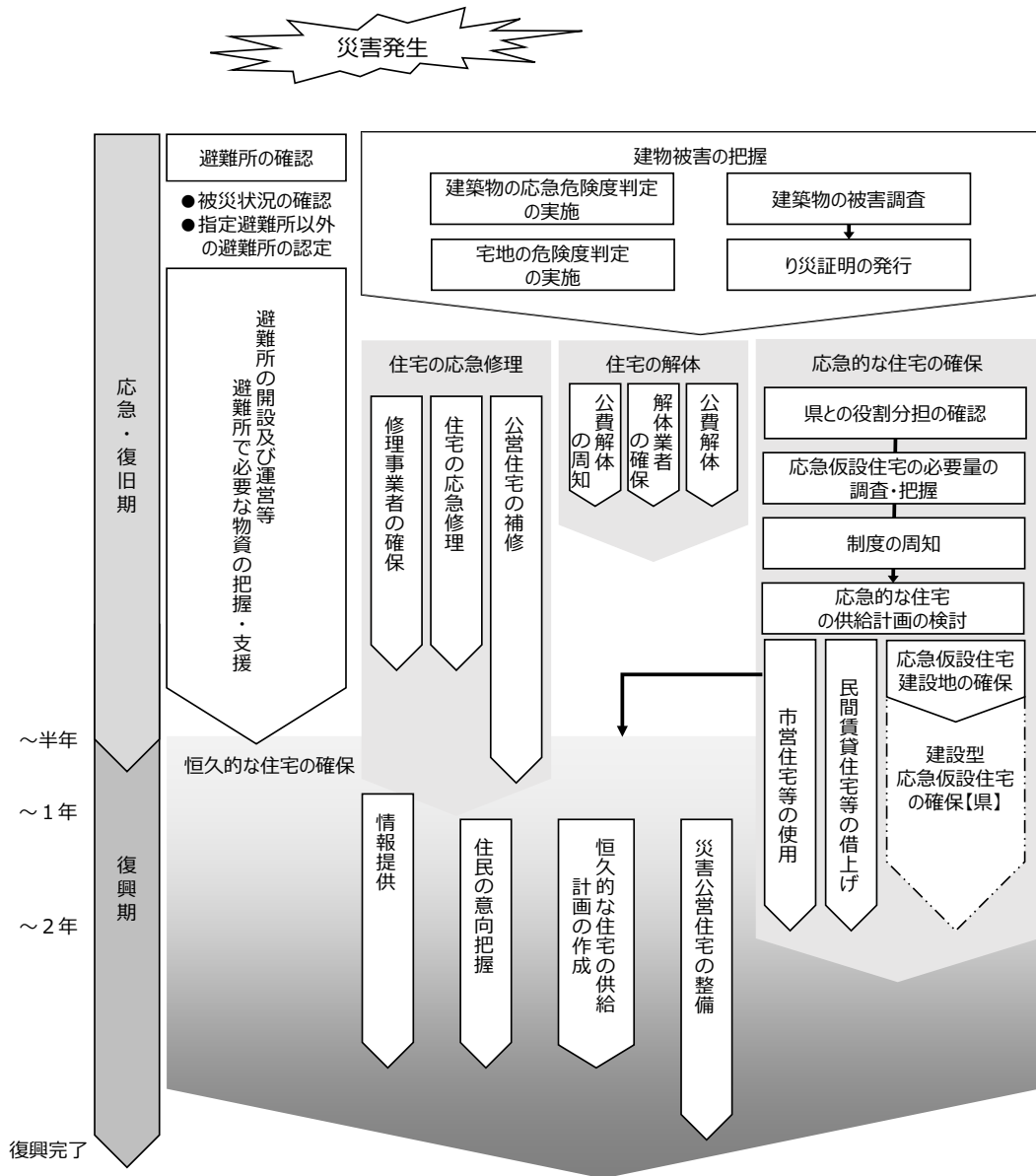
■到達目標

庁内連携により、早急に応急仮設住宅の設置に必要な資機材を確保する。

応急対策としての応急仮設住宅の確保・供給から、復旧・復興期における自力での住宅取得等を支援し、民間住宅の供給を促進するとともに、必要に応じて公営住宅を供給し、応急的な住宅から恒久的な住宅への移行を図る。

■業務体系

- (1) 避難所の開設及び運営 保健福祉部（福祉班）、教育委員会（学校班、生涯学習班）
- (2) 建物被害の把握 建設部（住宅班、都市整備班）、市民環境部（調査班）
- (3) 応急的な住宅の確保 建設部（建築住宅班）
- (4) 住宅の応急修理 建設部（建築住宅班）
- (5) 住宅の解体 市民環境部（生活環境班）
- (6) 恒久的な住宅の確保 保健福祉部（福祉班）、建設部（住宅班）



(1) 避難所の開設及び運営

- 保健福祉部（福祉班）、教育委員会（学校班、生涯学習班）

■業務概要

市は受入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所となる学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

※宇和島市地域防災計画【地震災害対策編】 第2章 第6節 第5 指定避難所の開設

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
避難所の確認	避難所として開設することが可能な状態か確認	☆★						
指定避難所以外の避難所の認定	指定避難所以外の宿泊施設等を避難所として認定	☆★						
避難所の運営等	避難所の開設・運営、必要に応じて統廃合、閉鎖	☆	⇒	★				
避難所で必要な物資の把握・支援	避難所の開設及び運営において必要な物資の把握・支援	☆	⇒	★				

(2) 建物被害の把握

- 建設部（住宅班、都市整備班）、市民環境部（調査班）

■業務概要

被災建築物応急危険度判定等により、被災建築物の被害状況を把握し、二次災害を防止する。

市長は、被災者への支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、必要があると認めるときは、被災者に罹災証明書を交付する。※

※宇和島市地域防災計画【地震災害対策編】 第3章 第4節 第7 罹災証明の発行

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
建築物の応急危険度判定の実施	被災建築物応急危険度判定による被害の把握	☆	⇒	★				
宅地の危険度判定の実施	被災宅地危険度判定による被害の把握	☆	⇒	★				
建築物の被害調査	家屋等の被害認定調査の実施	☆	⇒	★				
り災証明の発行	り災証明の発行、交付手数料の減免やエリアごとの一括交付の検討	☆	⇒	★				

(3) 応急的な住宅の確保

● 建設部（建築住宅班）

■業務概要

自宅を失った被災者に対して、応急仮設住宅や公営住宅への一時入居等の支援を実施する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
県との役割分担の確認	応急仮設住宅の確保に向けた県との役割分担の確認・調整	☆☆						
応急仮設住宅の必要量の調査・把握	応急仮設住宅の必要量の調査・把握	☆	⇒	★				
制度の周知	応急的な住宅の確保に関する制度の周知	☆	⇒	★				
市営住宅等の使用	応急仮設住宅として、市営住宅等の使用	☆	⇒	⇒	⇒	★		
民間賃貸住宅等の借上げ	応急仮設住宅として、民間賃貸住宅等の借上げ		☆	⇒	⇒	★		
応急的な住宅の供給計画の検討	応急的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数を確認し、供給計画を算出			☆☆				
応急仮設住宅建設地の確保	民有地も含めた応急仮設住宅の建設地の確保			☆☆				
建設型応急仮設住宅の確保【県】	県との連携のもと建設型応急仮設住宅の整備			☆	★			
仮設住宅等への入居	入居説明会等を実施し、地域コミュニティ等に配慮した入居				☆☆			
応急仮設住宅の撤去	再建の状況に応じて応急仮設住宅からの退去の支援 応急仮設住宅の撤去						☆	★

(4) 住宅の応急修理

● 建設部（建築住宅班）

■業務概要

被災後、応急修理を行うことで自宅での生活が可能となる世帯に対し、修理費用の一部を負担する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
修理事業者の確保	被災住宅の応急修理等を担う修理事業者の確保	☆	⇒	★				
住宅の応急修理	被災住宅の応急修理等の実施	☆	⇒	★				
公営住宅の補修	公営住宅等が被災した場合は、補修の実施	☆	⇒	⇒	⇒	★		

(5) 住宅の解体

● 市民環境部（生活環境班）

■業務概要

被災した家屋等の状況や所有者からの申請等を踏まえて、公費による家屋の解体・撤去を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
公費解体に関する周知	公費解体の制度に関する周知	☆	★					
解体業者の確保	家屋の解体・撤去を担う解体業者の確保	☆	★					
公費解体	全壊家屋等について公費による解体・撤去	☆	★					

(6) 恒久的な住宅の確保

- 保健福祉部（福祉班）、建設部（住宅班）

■業務概要

自力での住宅確保が困難な市民に対し、恒久的な住まいの確保に向けた支援を行う。
被災者の住宅再建に向けて、住宅再建に関するプロセスや支援制度の情報提供を図る。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
情報提供	住宅再建に関するプロセスや支援制度等の情報提供			☆	⇒	⇒	⇒	★
住民の意向把握	住宅再建の方法やまちづくり（集団移転や区画整理事業等）への意向把握 地域別、世帯状況別の恒久的な住宅の必要戸数の把握 長期化することにより、住民意向は変化することが想定され、随時、意向確認を実施				☆	⇒	★	
恒久的な住宅の供給計画の作成	復興まちづくり計画や住民意向を踏まえながら、地域別・世帯形態別の供給戸数や計画期間等の検討 災害公営住宅等の必要戸数の検討				☆	⇒	★	
災害公営住宅の整備	市民意向の把握や復興事業との調整等のもと、災害公営住宅の整備				☆	⇒	⇒	★
災害公営住宅への入居	入居に関する説明会を実施し、地域コミュニティの維持に配慮した入居の検討					☆	⇒	★

4-2. 市街地・集落の整備

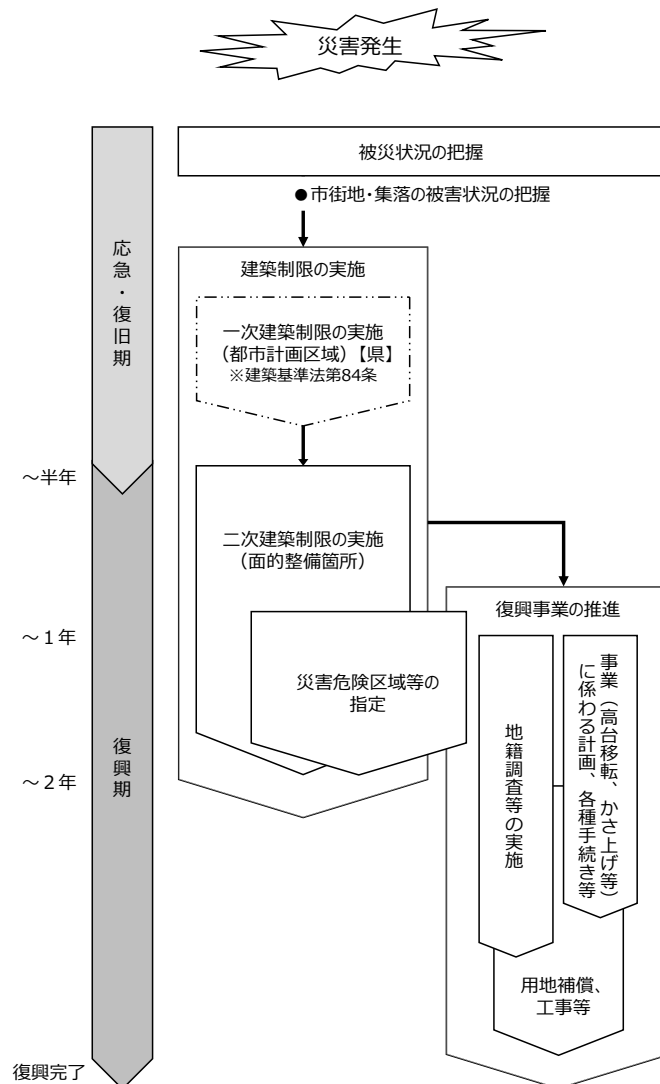
■到達目標

速やかな被災状況の把握を行うとともに、計画的な復興事業等の推進のために適切な建築制限等を行う。また、復興計画・復興まちづくり計画の具体的な事業推進に向け、現況調査測量や用地調査測量、事業計画・設計、法手続き、予算の手続き、用地補償、工事等を進め、安全・安心な市街地・公共施設整備を目指す。

■業務体系

- (1) 被災状況の把握 総務企画部（企画情報班）
- (2) 建築制限の実施 総務企画部（企画情報班）
- (3) 災害危険区域等の設定 建設部（住宅班）
- (4) 復興事業の推進 建設部（都市整備班）、国土調査課

■業務フロー



(1) 被災状況の把握

- 建設部（都市整備班、建設班、住宅班）

■業務概要

各被害区域を調査し、県に報告する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
市街地・集落の被災状況の把握	市街地・集落の被災状況の調査・整理	☆★						

(2) 建築制限の実施

- 建設部（建築住宅班、都市整備班）

■業務概要

震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図るため、必要に応じた建築制限を迅速に行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
一次建築制限の実施 （都市計画区域）【県】 ※建築基準法第84条	建築基準法第84条に基づく建築制限に向けた、対象範囲等の検討	☆	★					
二次建築制限の実施 （面的整備箇所）	被災市街地復興特別措置法第7条に基づく建築制限の実施		☆	⇒	⇒	★		

(3) 災害危険区域等の設定

● 建設部（住宅班）

■業務概要

建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域として条例による指定を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
災害危険区域等の指定	建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域として条例による指定			☆	⇒	★		

(4) 復興事業の推進

● 建設部（都市整備班）、国土調査課

■業務概要

地籍調査の実施や所有者不明土地の解消を推進する。また、安全で安心できるまちづくりに向け、復興まちづくり計画を踏まえた、復興事業を推進する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
地籍調査等の実施	地籍調査の実施や所有者不明土地の解消			☆	⇒	⇒	★	
事業（高台移転、かさ上げ等）に係る計画、各種手続き等	高台移転や現地再建に関する復興まちづくり事業の実施に向けた市民との合意形成、事業計画作成等の推進				☆	⇒	★	
用地補償、工事等の実施	高台移転や現地再建等の復興事業の推進				☆	⇒	⇒	★

5. くらし（生活サービス等）の復興

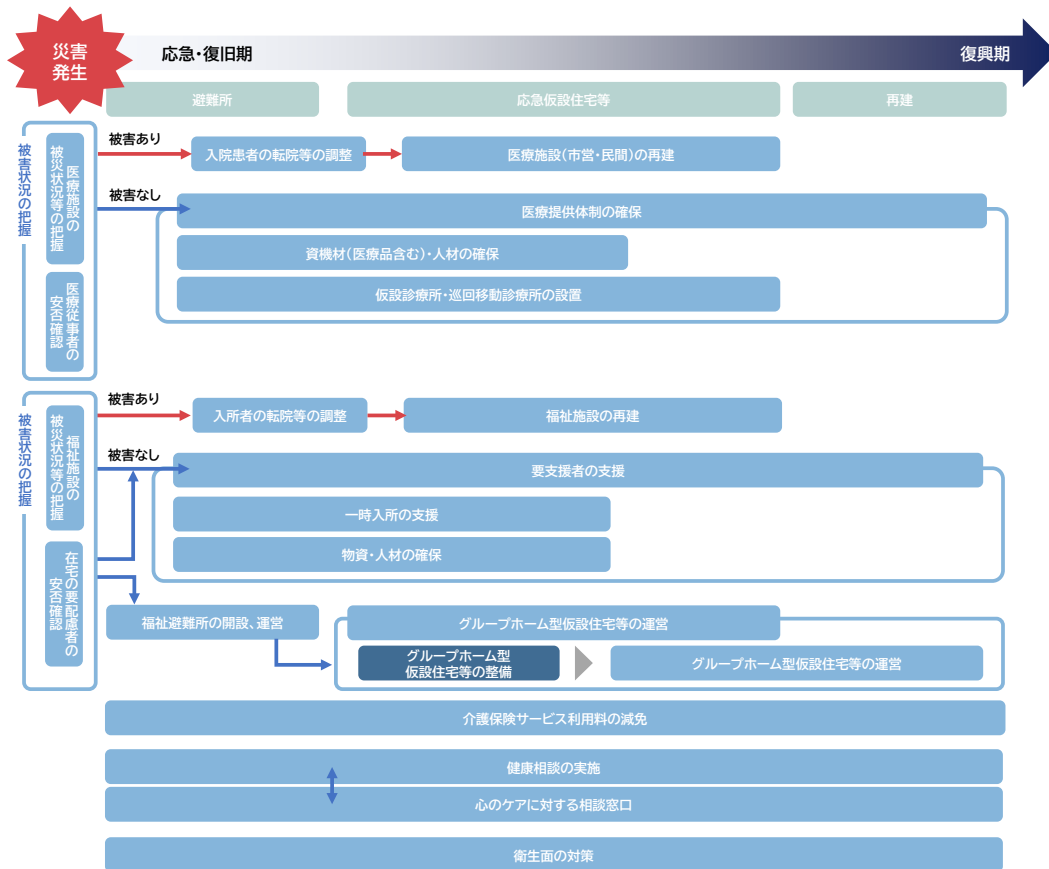


図 生活サービス（医療、保健、福祉）の復興の全体像

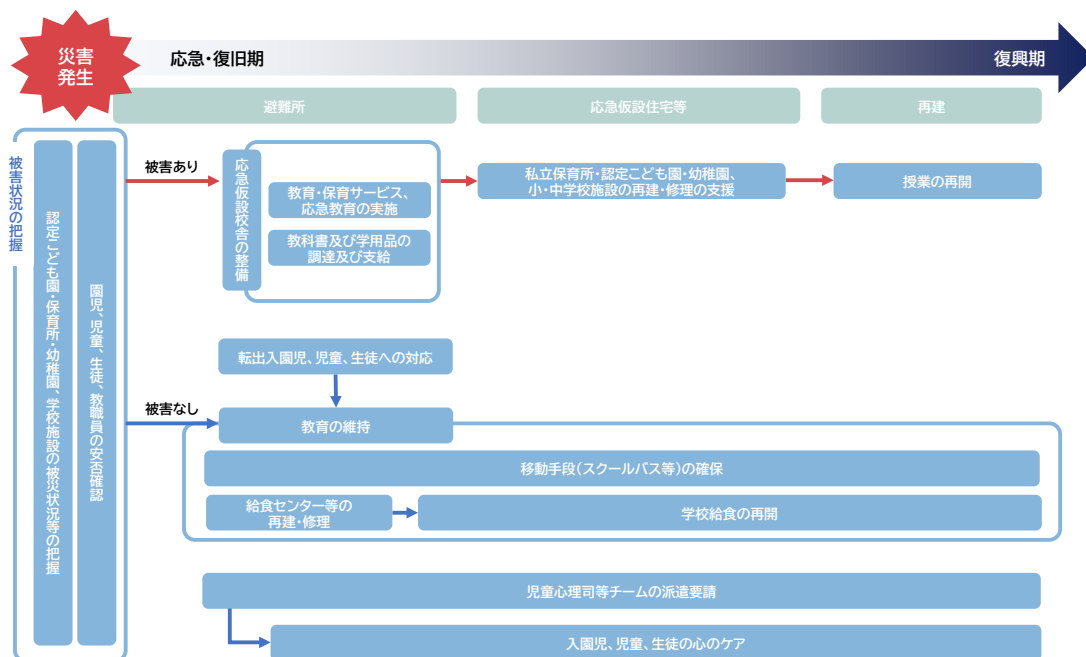


図 生活サービス（教育）の復興の全体像

5-1. 医療の継続・再建

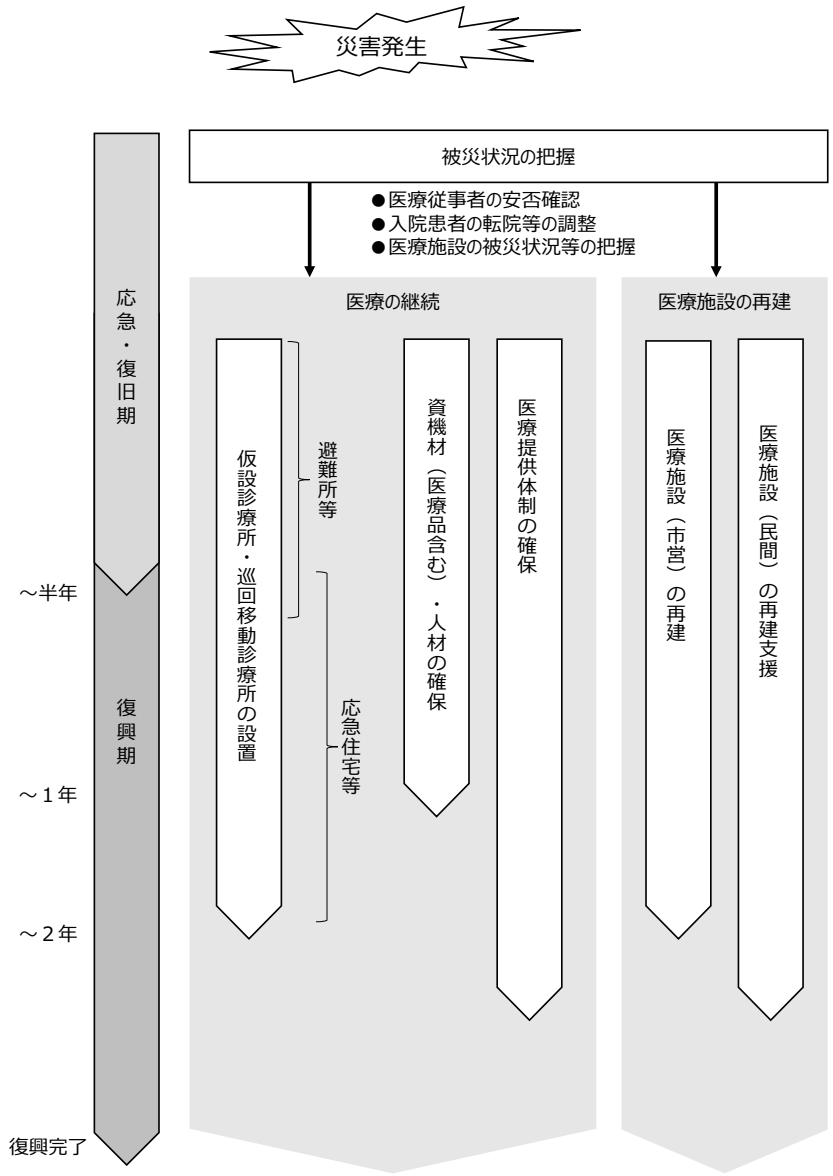
■到達目標

医療機関のサービス継続や再建に対する支援を行うことによって、災害医療から通常地域医療へ早期に移行させる。

■業務体系

- (1) 被災状況の把握 保健福祉部（保健班）
- (2) 医療の継続・再建 保健福祉部（保健班）、病院局

■業務フロー



(1) 被災状況の把握

● 保健福祉部（保健班）

■業務概要

医療機関の状況やニーズを把握したうえで、患者の入・転院調整により、医療提供サービスの破綻を回避しつつ、物資や医療従事者等の確保に向けた支援を行い、通常の医療が提供できる体制を復旧させる。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）					
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～ 復興完了
医療施設の被災状況等の把握	医療施設の被害状況調査	☆☆					
医療従事者の安否確認	医療従事者の安否確認、被災状況の把握	☆☆					

(2) 医療の継続・再建

● 保健福祉部（保健班）、病院局

■業務概要

被災により建物や設備が損壊し、提供できる医療サービスの量・質が低下している医療機関に対し、国の補助金を活用し復旧を支援するとともに、再建するにあたり、関係機関と協力しながら地域の医療ニーズに応じた再建となるように支援を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）					
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～ 復興完了
入院患者の転院等の調整	入院可能な施設及び受入可能人数を把握し、受入が必要な入院者の調整	☆☆					
仮設診療所・巡回移動診療所の設置	応急仮設住宅建設地等における新たな医療ニーズへの対応のため、仮設診療所の設置や巡回診療所等の設置を行う。	☆	⇒	⇒	⇒	★	
資機材（医療品含む）・人材の確保	関係機関との連携のもと、医療従事者や必要な資機材（医療品含む）等の確保	☆	⇒	⇒	★		
医療提供体制の確保	災害時の緊急医療と通常診療の分離等による医療提供体制の確保	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★
医療施設（市営）の再建	市立宇和島病院、宇和島市立津島病院、宇和島市立吉田病院について、再建計画の作成と施設の再建		☆	⇒	⇒	★	
医療施設（民間）の再建支援	民間医療施設に再建計画の作成を促すとともに、施設の再建の支援		☆	⇒	⇒	⇒	★

5-2. 保健対策

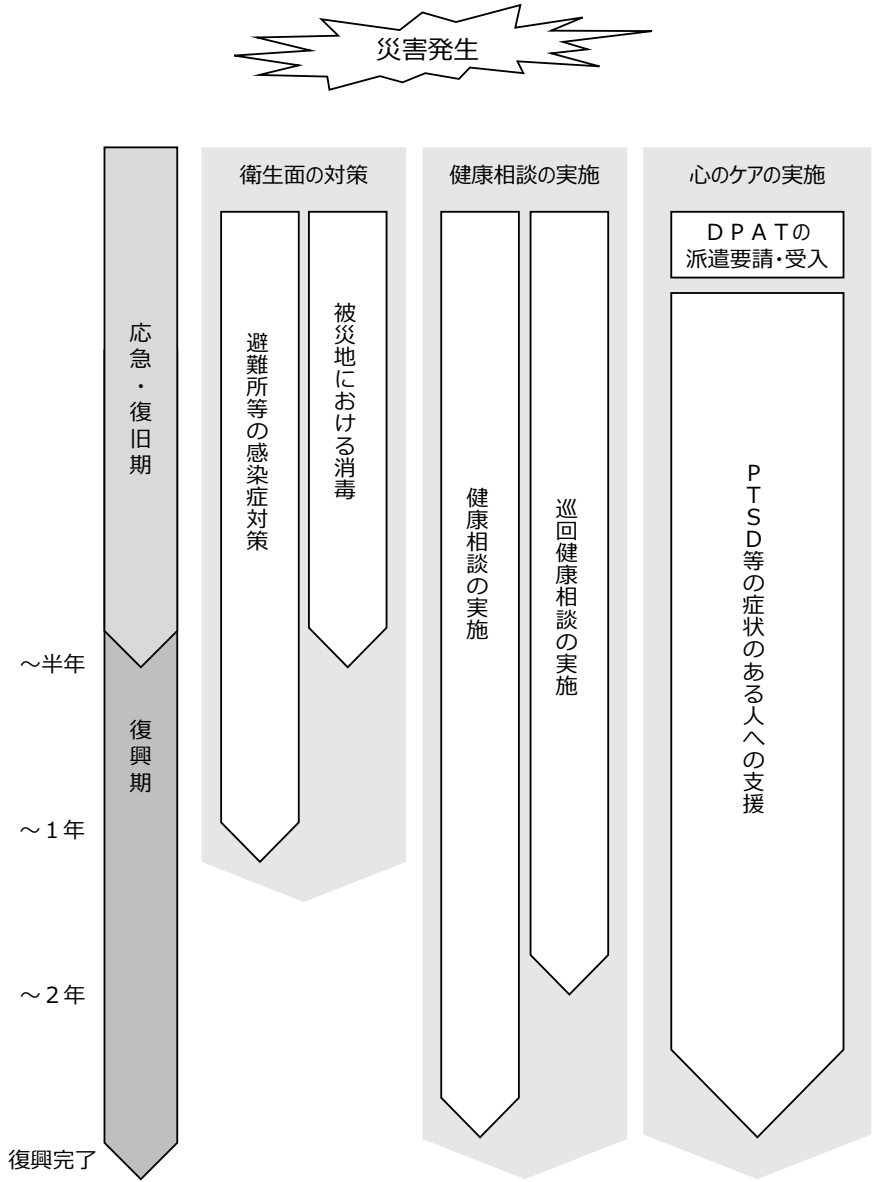
■到達目標

被災者の健康状態や精神面の回復を図る。
避難所等の衛生管理を徹底する。

■業務体系

- (1) 衛生面の対策 保健福祉部（保健班）、市民環境部（生活環境班）
- (2) 健康相談の実施 保健福祉部（保健班、福祉班）

■業務フロー



(1) 衛生面の対策

- 保健福祉部（保健班）、市民環境部（生活環境班）

■業務概要

感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

※宇和島市地域防災計画【地震災害対策編】 第2章 第19節 防疫・衛生活動

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
避難所等の感染症対策	避難所等における感染症対策	☆	⇒	⇒	★			
被災地における消毒	浸水被害のあった家屋等の消毒	☆	⇒	★				

(2) 健康相談の実施

● 保健福祉部（保健班）

■業務概要

避難所や応急仮設住宅等に健康相談の窓口を設置するほか、巡回による健康相談を実施し、被災者の健康状態の回復を支援する。

※宇和島市地域防災計画【地震災害対策編】 第2章 第19節 防疫・衛生活動

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半月	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～ 復興完了	
健康相談の実施	既存の公共施設や避難所、応急仮設住宅等における相談窓口の設置、被災者に対する健康相談の実施	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
巡回健康相談の実施	避難所や応急仮設住宅の入居者及び在宅の被災者等に対する巡回健康相談の実施	☆	⇒	⇒	⇒	★		
心のケアに対する相談の実施	災害派遣精神医療（DPAT）の派遣要請・受入の実施 災害を経験したことによるショックやストレスによる精神的ダメージ（PTSD：心的外傷後ストレス障害）に対処するため、相談窓口を開設し、被災者に対するメンタルヘルスケア対策を実施	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★

5-3. 福祉サービスの継続・再建

■到達目標

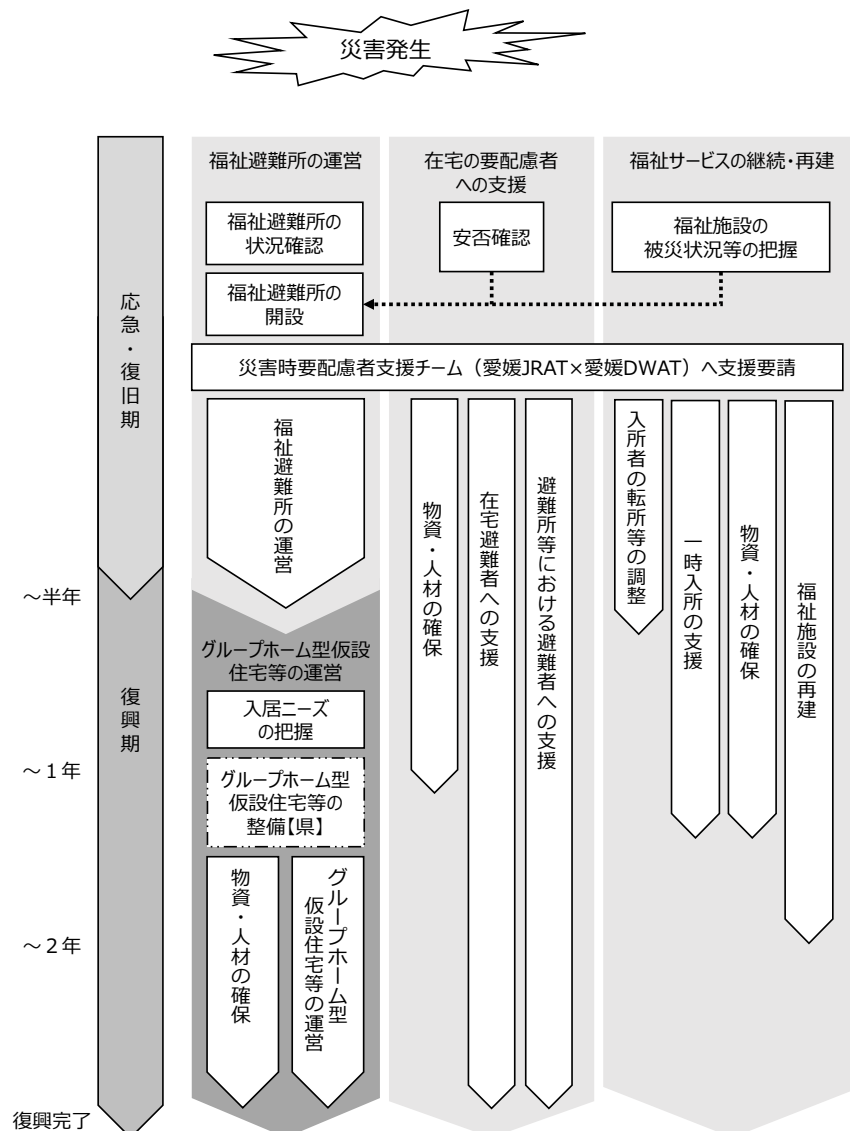
福祉サービスを行う施設の運営が回復し、災害前の状態に戻っている。

緊急的な入所、転所の調整支援や施設の再建支援などを行い、被災した高齢者、障害者等が心身の状況を悪化させることなく、被災前のサービス提供ができるようになる。

■業務体系

- (1) 福祉避難所の運営 保健福祉部（福祉班）
- (2) 福祉サービスの継続・再建 保健福祉部（福祉班）
- (3) 在宅の要配慮者への支援 保健福祉部（福祉班）
- (4) グループホーム型仮設住宅等の運営 保健福祉部（福祉班）

■業務フロー



(1) 福祉避難所の運営

● 保健福祉部（福祉班）

■業務概要

福祉避難所を開設するとともに、施設管理者との連携のもと、人材・物資ニーズを把握し、適切な福祉避難所運営を図る。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
福祉避難所の被災状況の確認	福祉避難所として開設することが可能な状態か確認	☆★						
福祉避難所の開設	福祉避難所の開設および受入	☆★						
福祉避難所の運営	協定に基づき、施設管理者と連携を図りながら福祉避難所の運営	☆	⇒	⇒	⇒	★		

(2) 福祉サービスの継続・再建

● 保健福祉部（福祉班）

■業務概要

被災した福祉施設の状況を調査・把握し、被災福祉施設の入所者等の転所等の調整等を支援する。
被災した社会福祉施設の福祉ニーズについて把握し、マンパワーの確保や緊急的な入所・転所により応急的に福祉サービスの継続体制を整備する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
福祉施設の被災状況等の把握	福祉施設の被害状況調査	☆★						
入所者の転所等の調整	入所可能な施設及び受入可能人数を把握し、受入が必要な入所者の調整	☆★						
一時入所の支援	一時入所が必要可能な入所者の把握・調整	☆	⇒	⇒	★			
物資・人材の確保	関係機関との連携のもと、福祉サービス従事者や必要な物資等の確保	☆	⇒	⇒	★			

業務	内容	タイムライン (☆:着手、⇒:継続、★:完了目標)						
		~半期	~1ヵ月	~半年	~1年	~2年	2年後~	復興完了
福祉施設の再建	施設の被害状況を踏まえ、早期再建		☆	⇒	⇒	★		
災害時要配慮者支援チームへ支援要請	災害時要配慮者支援チーム（愛媛JRAT×愛媛DWAT）へ支援要請の実施	☆	⇒	★				

(3) 在宅の要配慮者への支援

● 保健福祉部（福祉班）

■業務概要

関係機関と協力して、在宅の要配慮者の状況やニーズに応じて適切な情報を提供し、必要な福祉サービスを支援する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン (☆:着手、⇒:継続、★:完了目標)						
		~半期	~1ヵ月	~半年	~1年	~2年	2年後~	復興完了
安否確認	民生委員等と連携のもと、巡回訪問等を実施し、安否確認の実施	☆★						
物資・人材の確保	関係機関との連携のもと、福祉サービス従事者や必要な物資等の確保	☆	⇒	⇒	★			
在宅避難者への支援	在宅避難者に対する在宅サービス等の検討	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
避難所等における避難者への支援	避難所や応急仮設住宅等を巡回し、福祉サービス等の実施	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★

(4) グループホーム型仮設住宅等の運営

● 保健福祉部（福祉班）

■業務概要

被災状況や高齢者等の被災者数などを踏まえて、県によりグループホーム型仮設住宅等が整備された場合、その運営を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半年	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
グループホーム型仮設住宅への入居 ニーズ把握	グループホーム型仮設住宅への入居に関するニーズ把握		☆	★				
物資・人材の確保	関係機関との連携のもと、従事者や必要な物資等の確保			☆	⇒	⇒	★	
グループホーム型仮設住宅の整備 【県】	必要に応じて、グループホーム型仮設住宅等（県）を整備			☆	★			
グループホーム型仮設住宅の運営	グループホーム型仮設住宅の運営			☆	⇒	⇒	★	

5-4. 消防・防犯力の継続・再建

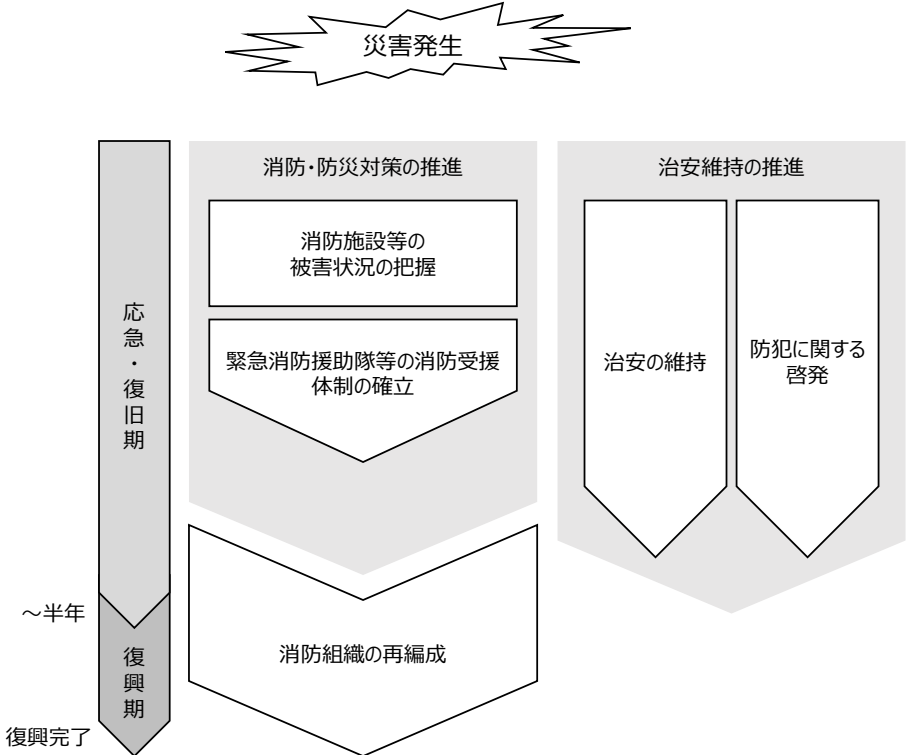
■到達目標

被災後も応急・復旧活動において必要な消防・防犯力を確保する。

■業務体系

- (1) 消防・防災対策の推進 消防本部
- (2) 治安維持の推進 消防本部

■業務フロー



(1) 消防・防災対策の推進

● 消防本部

■業務概要

消防施設等の被災状況を把握し、必要に応じて緊急消防援助隊等の消防受援体制の確立を図り、応急期に必要な消防・防災体制を速やかに確保する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン (☆:着手、⇒:継続、★:完了目標)						
		~半期	~1ヵ月	~半年	~1年	~2年	2年後~	復興完了
消防施設等の被害状況の把握	消防庁舎、車両、設備等の損害状況の把握	☆★						
緊急消防援助隊等の消防受援体制の確立	緊急消防援助隊等の消防受援体制の確立	☆	★					
消防組織の再編成	消防組織(消防団を含む)の再編成			☆	⇒	⇒	⇒	★

(2) 治安維持の推進

● 消防本部

■業務概要

被災後も地域の安全確保や治安維持を図る必要があり、犯罪や事故防止に向け、速やかな警備・警戒態勢を確保する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン (☆:着手、⇒:継続、★:完了目標)						
		~半期	~1ヵ月	~半年	~1年	~2年	2年後~	復興完了
治安の維持	自主防災組織や消防団等の活動を支援し、地域の警備警戒体制の確保	☆	⇒	★				
防犯に関する啓発	自主防災組織や消防団等の活動を支援し、防犯に関する啓発の実施	☆	⇒	★				

5-5. 保育サービスの継続・再建

■到達目標

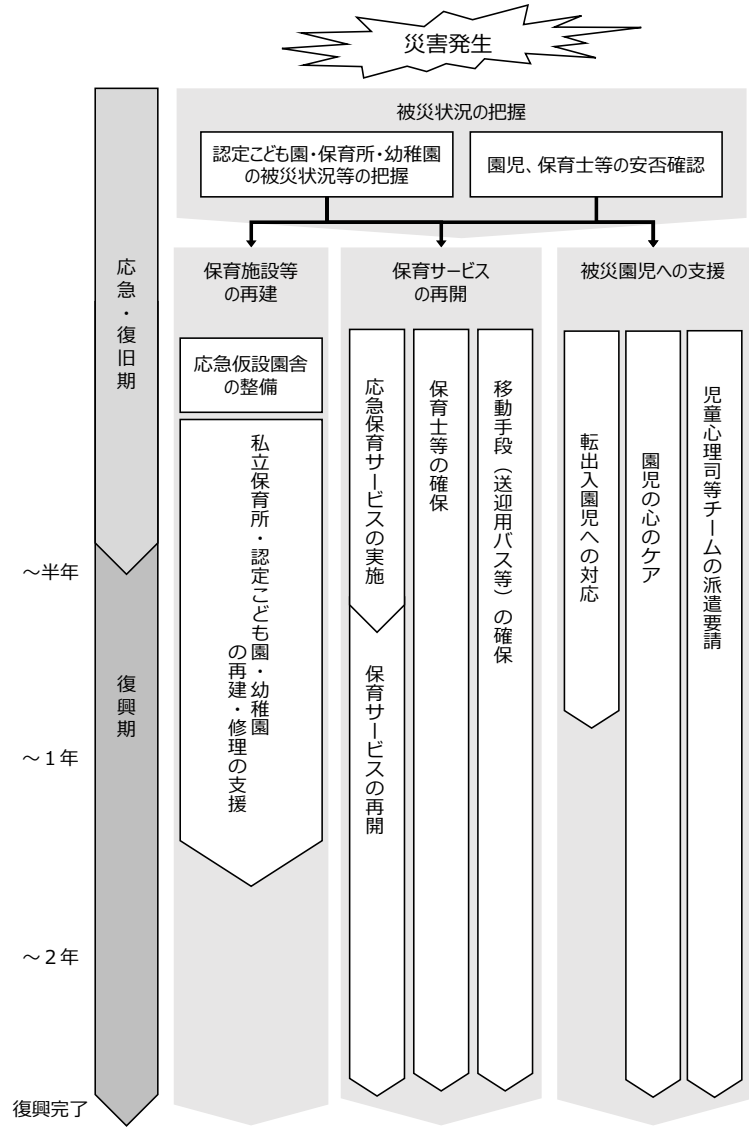
園児や保育士等の安否確認及び施設や通園路等の被害状況を把握し、保育の早期再開を目指した対応を実施する。

被災した園児等への各種支援を実施し、通常保育への移行を到達目標とする。

■業務体系

- (1) 被災状況の把握 保健福祉部（福祉班）
- (2) 保育施設等の再建 保健福祉部（福祉班）
- (3) 保育サービスの再開 保健福祉部（福祉班）
- (4) 被災園児への支援 保健福祉部（福祉班、保健班）

■業務フロー



(1) 被災状況の把握

● 保健福祉部（福祉班）

■業務概要

園児やその家族及び保育士等の安否状況等について、市対策本部や県へ報告する。
 保育施設の被害状況を調査・把握し、再建に向けた応急・復旧対策等を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
園児、保育士等の安否確認	園児・保育士等の安否確認、被災状況の把握、保護者への引き渡し	☆☆						
認定こども園・保育所・幼稚園の被災状況等の把握	保育施設の被害調査	☆☆						

(2) 保育施設等の再建

● 保健福祉部（福祉班）

■業務概要

保育再開に向けて、損壊のあった保育施設の応急復旧を実施するとともに、代替施設の調整、確保を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
応急仮設園舎の整備	施設の被災状況によっては、仮設の園舎の確保や民間施設の一部を保育施設として確保	☆	★					
公立保育所・認定こども園・幼稚園の再建・修理の支援	施設の再建計画を作成し、施設の再建・修理の支援		☆	⇒	⇒	★		

(3) 保育サービスの再開

● 保健福祉部（福祉班）

■業務概要

保育サービスの提供状況の把握を行い、早期に保育所、幼稚園等を再開できるよう支援を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
応急保育サービスの実施	確保できた施設にて、応急保育サービスの実施	☆	⇒	★				
保育サービスの再開	通常保育の再開			☆	⇒	⇒	⇒	⇒
保育士等の確保	保育士等の人材確保	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
移動手段（送迎用バス等）の確保	避難所や応急仮設住宅等からの通園も含めた移動手段の確保	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

(4) 被災園児への支援

● 保健福祉部（福祉班、保健班）

■業務概要

転園や保育継続等の相談を受け、保育サービスを必要とする人数を把握する。

保育施設等の被災状況・保育再開等の情報を提供する。

子どもが大規模な災害に遭遇すると、大きな精神的衝撃を受け、心に大きな傷を残す可能性があるため、カウンセラー等による支援を実施し、心身の健康状態の的確な把握を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
転出入園児への対応	被災による緊急的な転園等への対応	☆	⇒	⇒	★			
園児の心のケア	カウンセラー、精神科医、臨床心理士などの専門家による園児の心のケア対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
児童心理司等チームの派遣要請	児童心理司やカウンセラー等必要な人材の派遣を関係機関に要請	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★

5-6. 教育等の継続・再建

■到達目標

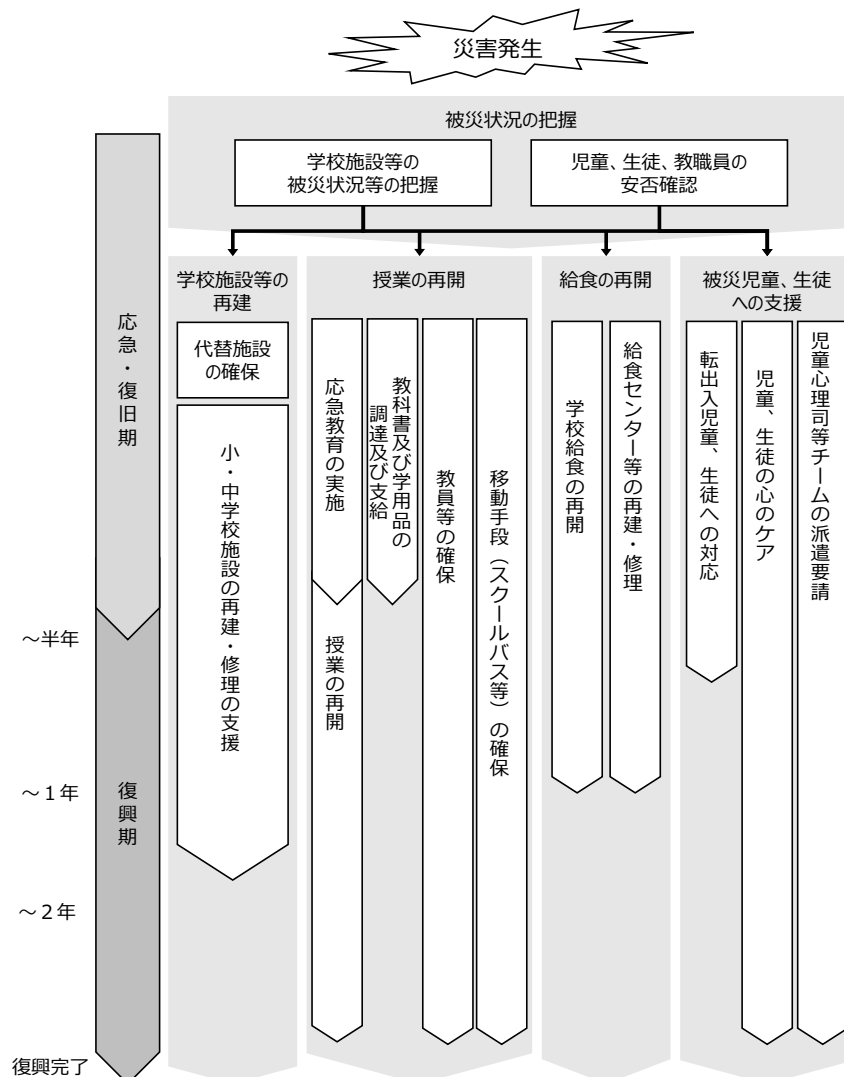
児童や生徒、教職員等の安否確認及び施設や通学路等の被害状況を把握し、授業の早期再開を目指した対応を実施する。

被災した児童、生徒等への各種支援を実施し、通常の学校教育への移行を到達目標とする。

■業務体系

- (1) 被災状況の把握 教育委員会（学校班）
- (2) 学校施設等の再建 教育委員会（学校班）
- (3) 授業の再開 教育委員会（学校班）
- (4) 学校給食の再開 教育委員会（学校給食班）
- (5) 被災児童、生徒への支援 教育委員会（学校班）、保健福祉部（保健班）

■業務フロー



(1) 被災状況の把握

● 教育委員会（学校班）

■業務概要

児童・生徒及教職員の安否状況を把握するとともに、速やかな避難及び保護者等への児童・生徒の引き渡しを行う。

学校施設の被害状況を調査・把握し、学校再建に向けた応急・復旧対策等を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
児童、生徒、教職員の安否確認	児童、生徒、教職員の安否確認、被災状況の把握、保護者への引き渡し	☆☆						
学校施設等の被災状況等の把握	学校施設の被害調査	☆☆						

(2) 学校施設等の再建

● 教育委員会（学校班）

■業務概要

授業再開に向けて、損壊のあった学校施設の応急復旧を実施するとともに、代替施設の調整、確保を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
代替施設の確保	代替施設の調整・確保	☆	⇒	★				
小・中学校施設の再建・修理の支援	施設の被災状況等を踏まえ、施設の再建計画を作成し、学校施設の再建・修理の支援		☆	⇒	⇒	★		

(3) 授業の再開

● 教育委員会（学校班）

■業務概要

学校及び教育委員会、県等の関係機関との状況共有や調整を迅速に行い、速やかな授業再開につながるよう支援する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
応急教育の実施	確保できた施設にて、応急教育を実施	☆	⇒	★				
教科書及び学用品の調達及び支給	教科書及び学用品等の支給	☆	★					
授業の再開	通常教育の再開		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
教員等の確保	教員等の人材確保	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
移動手段（スクールバス等）の確保	授業の再開とあわせて、避難所や応急仮設住宅等からの移動手段の確保	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

(4) 学校給食の再開

● 教育委員会（学校給食班）

■業務概要

被害状況や必要な支援についての的確に把握し、学校の再開に合わせて安全安心な学校給食が実施できるようにする。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
学校給食の再開	給食施設・設備が著しく被災した場合は、外部からの弁当を手配するなどして、給食を再開		☆	⇒	⇒	★		
給食センター等の再建・修理	施設の再建計画を作成し、給食センターの再建・修理		☆	⇒	⇒	★		

(5) 被災児童、生徒への支援

- 教育委員会（学校班）、保健福祉部（保健班）

■業務概要

転入や学業継続等の相談を受け、支援が必要な人数を把握する。

学校等の被災状況・授業再開等の情報を提供する。

子どもが大規模な災害に遭遇すると、大きな精神的衝撃を受け、心に大きな傷を残す可能性があるため、スクールカウンセラー等による支援を実施し、心身の健康状態の的確な把握を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
転出入児童・生徒への対応	被災による転入学児童・生徒への対応	☆	⇒	⇒	★			
児童・生徒の心のケア	スクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士などの専門家による児童・生徒のこころのケア対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
児童心理司等チームの派遣要請	児童心理司やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等必要な人材の派遣を関係機関等に要請	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★

6. 暮らし（被災者支援）の復興



図 暮らしの復興の全体像

6-1. 被災者の暮らしの再建

■到達目標

被災者の情報把握や生活相談を通して必要な支援を行い、速やかな生活再建を図る。

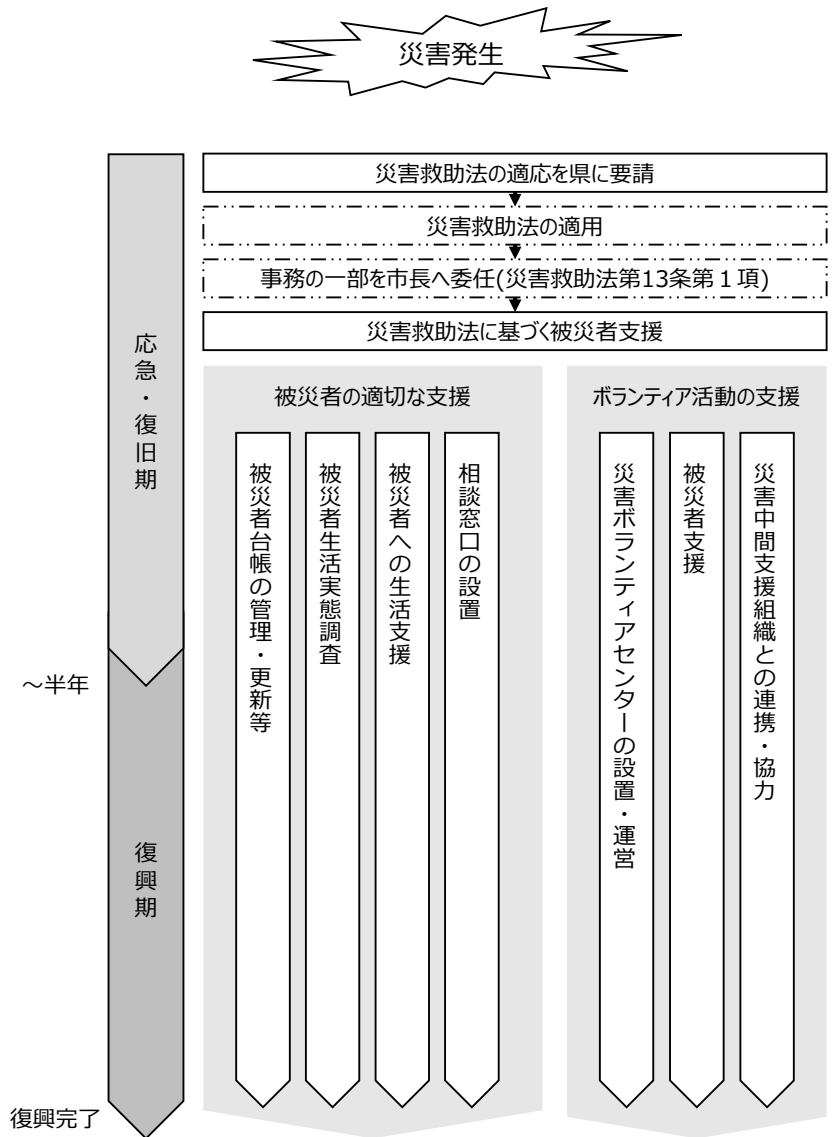
■業務体系

(1) 被災者の適切な支援

..... 総務企画部（財政班）、保健福祉部（福祉班、保健班）、市民環境部（調査班）

(2) 災害ボランティア等による被災者支援..... 保健福祉部（福祉班）

■業務フロー



(1) 被災者の適切な支援

- 総務企画部（財政班）、保健福祉部（福祉班、保健班）、市民環境部（調査班）

■業務概要

被災した市民の状況を適切に把握するため、被災者台帳の作成及び管理・更新に努める。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会やきめ細やかな支援を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半月	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
被災者台帳の管理・更新等	総合的かつ効果的な被災者への擁護を実施するため、被災者台帳の作成	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
災害救助法の適用	災害救助法の適用に向け、県への被害状況等の情報提供	☆	★					
被災者生活実態調査	被災者の生活実態を把握し、適切な支援を行うため、定期的・継続的に調査	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
被災者への生活支援	被災者の生活再建等に関する支援の実施	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
相談窓口の設置	生活再建等に関する相談窓口の設置	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★

(2) 災害ボランティア等による被災者支援

● 保健福祉部（福祉班）

■業務概要

社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティアセンターを設置・運営し、ボランティアの力を活用するとともに、災害中間支援組織と連携・協力体制の構築により、被災者の復旧・復興支援を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半月	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
災害ボランティアセンターの設置・運営	社会福祉協議会との連携のもとボランティアセンターの設置・運営	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
被災者支援	ボランティアセンターとの連絡・調整、情報共有等を図りながら、被災者支援の実施	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
災害中間支援組織との連携・協力	災害中間支援組織との連携・協力による被災者支援の実施	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★

6-2. 被災者の経済的支援

■到達目標

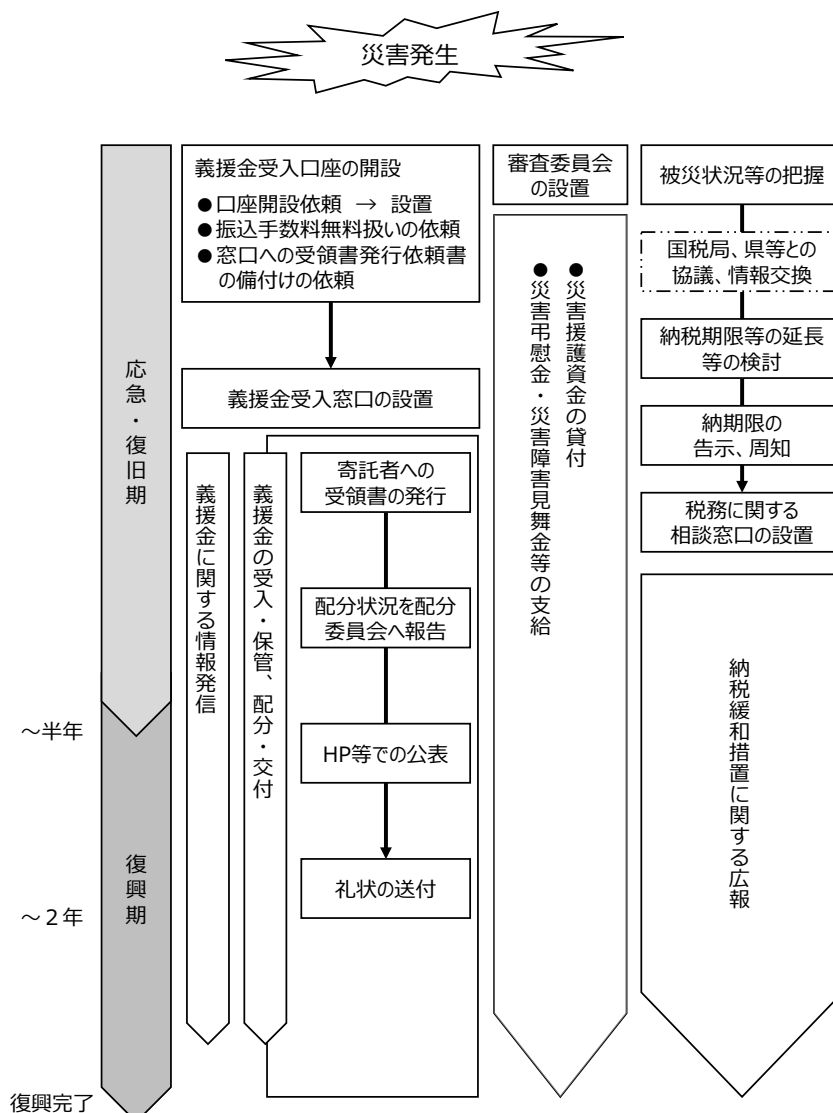
全国各地から寄せられる義援金を円滑に受け入れるとともに、受け入れた義援金を適正に配分・交付し、被災者への応急対策として経済的支援を行うことで、生活環境の回復や暮らしの再建につなげる。

被災者が各種制度を活用できるよう、周知のための広報の充実を図る。

■業務体系

- (1) 義援金の受入・配分 総務企画部（財政班）、保健福祉部（福祉班）
- (2) 経済的支援 保健福祉部（福祉班、保健班）、市民環境部（調査班）
- (3) 納税緩和措置 市民環境部（調査班）

■業務フロー



(1) 義援金の受入・配分

- 総務企画部（財政班）、保健福祉部（福祉班）

■業務概要

市は、義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

義援金等の配分は、被災地区における被災人員等被災状況を勘案して配分計画を立案し、被災者に配分する。被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ、自治会、日本赤十字社、愛媛県共同募金会等の関係団体で構成する第三者機関を設置し、公平に配分する。

※宇和島市地域防災計画【地震災害対策編】 第3章 第4節
第8 義援物資、義援金の受入れ及び配分

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
義援金受入窓口の開設	義援金の受付窓口を設置するとともに、銀行等の金融機関に普通預金口座を開設	☆						
義援金の受入・保管	マスコミ等を通じて、開設した義援金受付先の広報および義援金の受付	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
義援金の申請	義援金に関する申請の受付	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
義援金の配分	義援金を配分するための義援金配分委員会の設置	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
義援金の交付	交付申請の受付を実施し、配分基準に基づいた義援金の交付	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★

(2) 経済的支援

- 保健福祉部（福祉班、保健班）、市民環境部（調査班）

■業務概要

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。また、被災により重度の障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

被災者の生活再建に資するため、資金貸付を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～復興完了	
審査委員会の設置	災害弔慰金等の支給に係る審査委員会等の設置	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給	災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給 被災により重度の障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律に従い、災害によって被害を受けた所得額が一定の範囲内の者に対して、災害援護資金の貸付	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★

(3) 納税緩和措置

● 市民環境部（調査班）

■業務概要

納税緩和措置について、県をはじめ関係機関と協議のうえ決定し、その内容について被災した市民に周知を行うとともに、申請や相談に対応するための体制を整備する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
納税緩和措置に関する広報	地方税法の定めるところにより、地方税の軽減・免除、徴収猶予、期限の延長の検討及び情報発信	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
税務に関する相談窓口の設置	税務に関する窓口を設置するとともに、被災した市民へ情報発信	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
市県民税、固定資産税	市県民税、固定資産税の減免	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
公共料金の減免等	災害により被害を受けた被災者に対して、必要に応じ、水道料金減免・免除及び徴収猶予の設定	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
税等の減免	税等の減免および徴収猶予の設定	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
介護保険サービス利用料の減免	災害により被害を受けた被災者が、介護保険サービス費の利用者負担額の支払いが困難になったときは、被害の程度や収入の状況に応じて、利用者負担の軽減又は免除	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★

7. 生業の復興

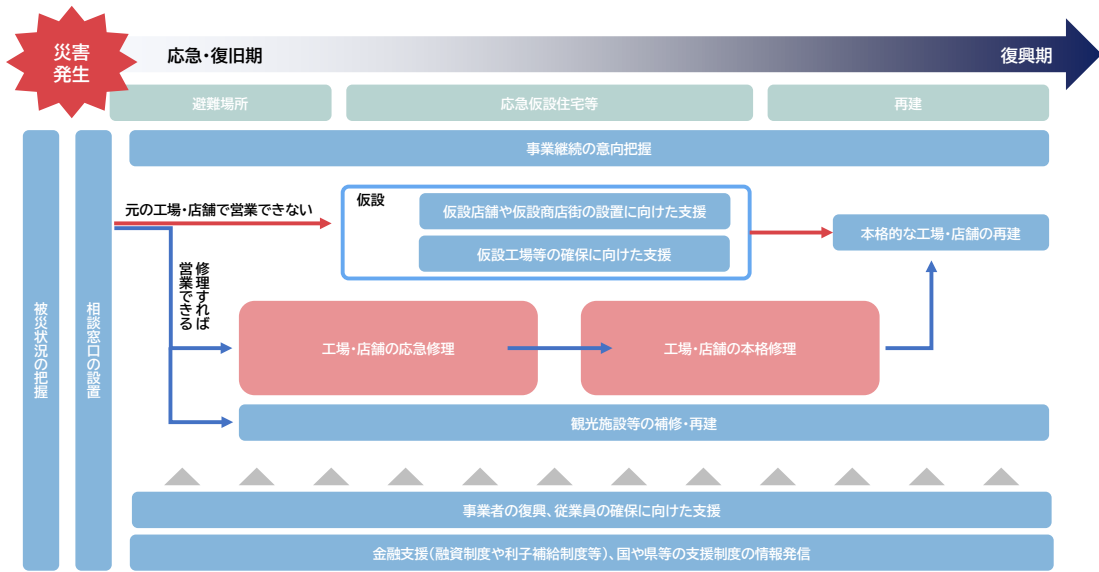


図 生業の復興（商工業、観光）の全体像

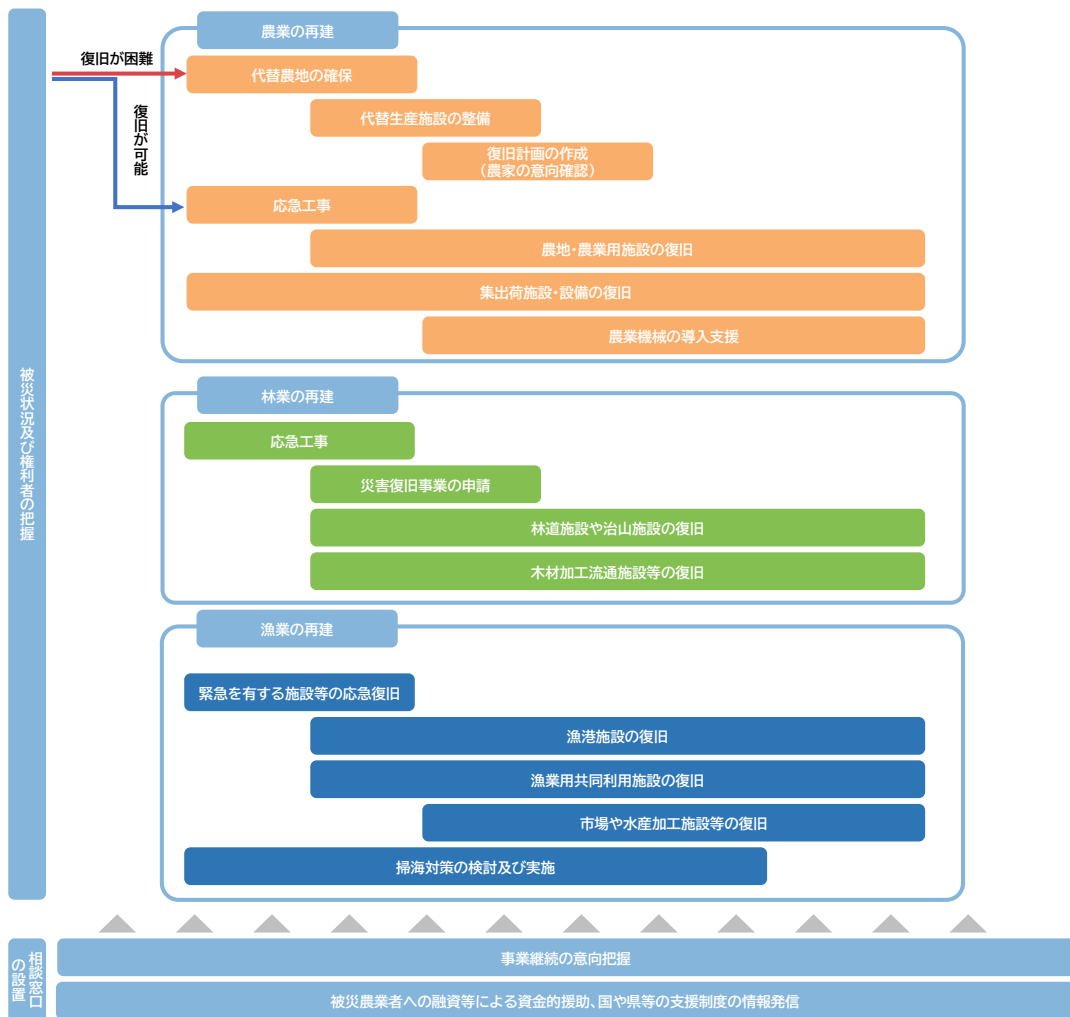


図 生業の復興（第1次産業）の全体像

7-1. 商工業の再建

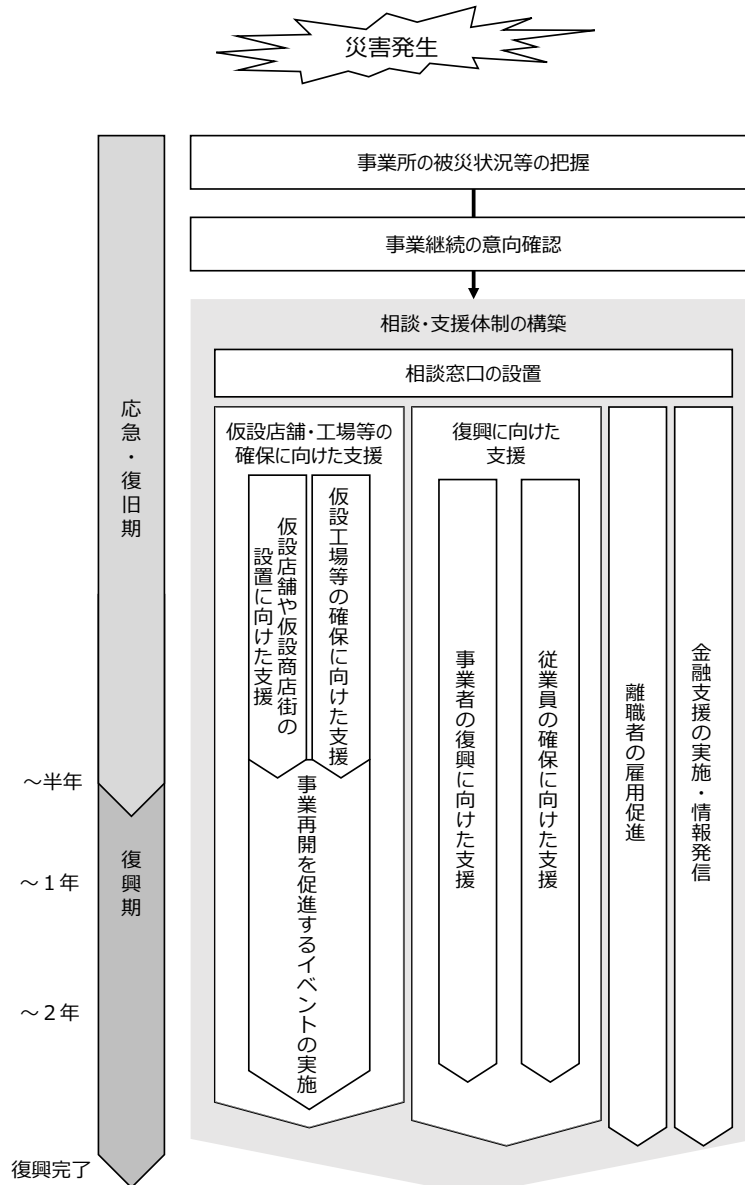
■到達目標

既存企業や誘致企業等に対する各種支援策を実施することにより、被災事業者が早期に事業を再開できるように支援する。

■業務体系

- (1) 被災状況の把握 産業経済部 (商工観光班)
- (2) 相談・支援体制の構築 産業経済部 (商工観光班)
- (3) 仮設店舗・工場等の確保に向けた支援 産業経済部 (商工観光班)
- (4) 復興に向けた支援 産業経済部 (商工観光班)

■業務フロー



(1) 被災状況の把握

● 産業経済部（商工観光班）

■業務概要

事業所等の被災状況を把握するため、災害被害状況調査を実施し、被害状況の整理と分析を行う。
あわせて、事業の継続意向を確認する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
事業所の被災状況等の把握	業界団体や金融機関、商店街組合、農林漁業団体等を通じて、被害状況の情報収集・把握	☆★						
事業継続の意向確認	事業継続の意向確認	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★

(2) 相談・支援体制の構築

● 産業経済部（商工観光班）

■業務概要

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講じる。

また、市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。※

被災後に増加する金融相談や支援制度に関する相談について、関係機関と連携して窓口機能を強化し、適切な相談対応や情報共有を行う。

※宇和島市地域防災計画【地震災害対策編】 第3章 第4
第11 地域経済の復興と発展のための支援

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
相談窓口の設置	被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的な対応を図るため、商工会等と連携した相談体制の構築	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
離職者の雇用促進	関係機関・団体等との連携のもと離職者の雇用促進を図る	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
金融支援（融資制度や利子補給制度等）の情報発信	国や県、市の支援制度、融資取扱金融機関、各種支援制度の内容及び方法等の周知	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
各種支援の実施	金融支援やグループ補助金等の各種支援の実施	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★

(3) 仮設店舗・工場等の確保に向けた支援

● 産業経済部（商工観光班）

■業務概要

仮設店舗や仮設工場等の確保等により、被災事業者に対する事業活動及び生産活動再開に向けた支援を実施する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
仮設店舗や仮設商店街の設置に向けた支援	事業者及び店舗等の被災により、事業再開が困難となっている事業者に対して、一時的な事業の場を提供するため、仮設店舗等の整備に向けた支援		☆	★				
仮設工場等の確保に向けた支援	仮設工場等を設置しようとする団体等に対して、計画作成や資金に関する支援		☆	⇒	★			
事業再開を促進するイベントの実施	再開した事業者に対して、事業再開を促進するイベントの実施			☆	⇒	⇒	⇒	★

(4) 復興に向けた支援

● 産業経済部（商工観光班）

■業務概要

工場・事業所・店舗の移転を伴う再建を希望する事業者に対して、事業用地に関する情報提供を行うとともに従業員確保に向けた支援を実施する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
事業者の復興に向けた支援	工場・事業所・店舗の再建を希望する事業者に対して、再建や移転可能な事業用地に関する情報等の提供		☆	⇒	⇒	⇒	★	
従業員の確保に向けた支援	雇用に関する調査と従業員確保に向けた支援		☆	⇒	⇒	⇒	★	

7-2. 農業の再建

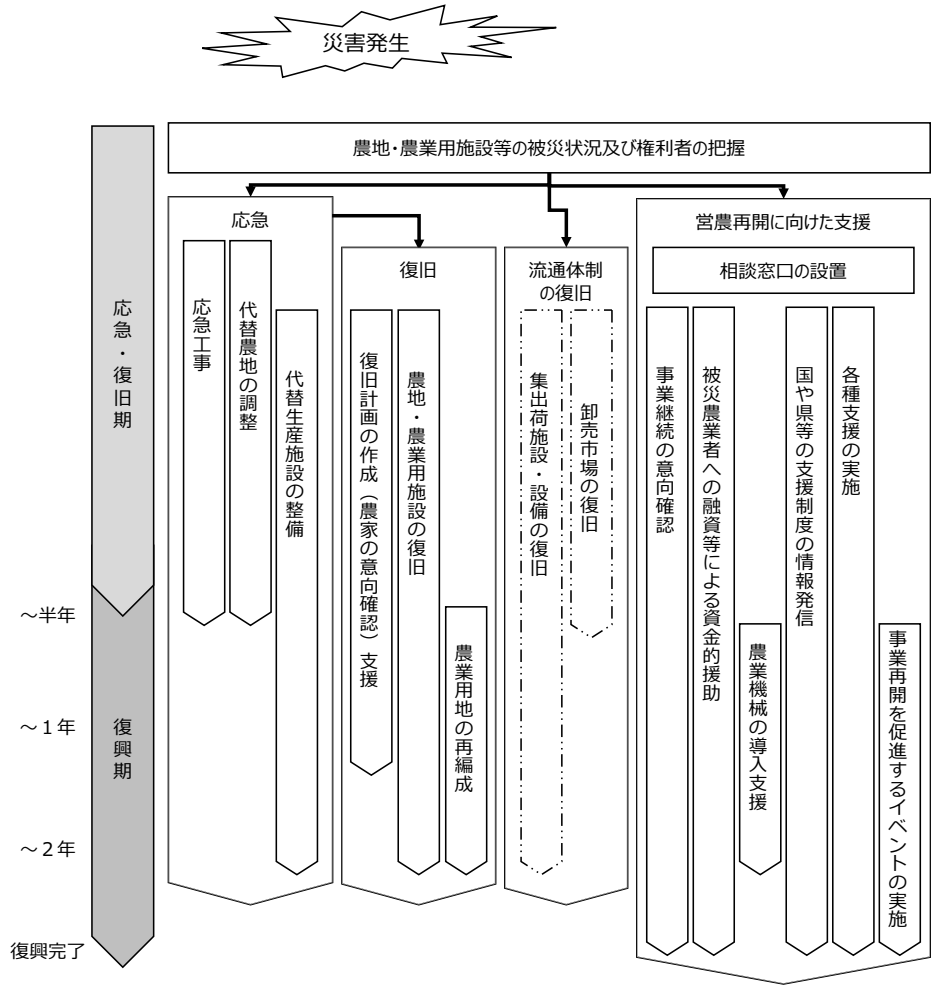
■到達目標

被害情報の把握、分析を早急に行い、被災農業者に対して漏れなく各種支援策を実施することにより、早期の事業再開を支援する。

■業務体系

- (1) 被災状況の把握 産業経済部（農林・調査班）
- (2) 生産基盤の復旧 産業経済部（農林・調査班）
- (3) 流通体制の復旧 産業経済部（農林・調査班）
- (4) 営農再開に向けた支援 産業経済部（農林・調査班）

■業務フロー



(1) 被災状況の把握

● 産業経済部（農林・調査班）

■業務概要

被害状況を速やかに把握・分析し、関係機関へ情報提供を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
農地・農業用施設等の被災状況及び権利者の把握	農地及び農業用施設、農業用機械等の被害調査、農地等の権利者の把握および関係機関との情報共有	☆★						

(2) 生産基盤の復旧

● 産業経済部（農林・調査班）

■業務概要

農地・農業用施設等の速やかな復旧のために、県、近隣市町等関係機関と調整し、災害復旧事業等の対応策を実施する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
応急工事	被害の拡大を防ぎ、被災した施設の従前の効用を回復させるため、必要に応じて応急工事を実施	☆	⇒	★				
代替農地の調整	農地の被災状況を踏まえ、2次被害等のない代替農地の調査・照会	☆	⇒	★				
復旧計画の作成（農家の意向確認）支援	農業者の意向等を踏まえながら、災害復旧事業計画書の作成支援		☆	⇒	★			
代替生産施設の整備	被災した農業者に対して、生産施設の再建までの間に必要な代替生産施設に関する情報提供		☆	⇒	⇒	★		

業務	内容	タイムライン (☆:着手、⇒:継続、★:完了目標)						
		~半期	~1ヵ月	~半年	~1年	~2年	2年後~	復興完了
農地・農業用施設の復旧	災害を受けた農地・農業用施設の原形復旧等による復旧 (農地・農業用施設災害復旧事業等)		☆	⇒	⇒	★		
農業用地の再編成	より効率的な農業用地の確保・活用			☆	⇒	⇒	⇒	★

(3) 流通体制の復旧

- 産業経済部 (農林・調査班)

■業務概要

農業生産の流通体制の復旧のため、被災した集出荷施設・卸売市場等への支援策を実施する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン (☆:着手、⇒:継続、★:完了目標)						
		~半期	~1ヵ月	~半年	~1年	~2年	2年後~	復興完了
卸売市場の復旧	農業の再開にあわせた市場等の復旧		☆	⇒	⇒	★		
集出荷施設・設備の復旧	J A等が所有の共同利用施設等の復旧支援		☆	⇒	⇒	★		

(4) 営農再開に向けた支援

● 産業経済部（農林・調査班）

■業務概要

被災後の速やかな経営再開に向け、生産者及び関係団体等へ適切な支援策を実施する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
相談窓口の設置	農業の再開に向けた相談窓口等の設置	☆☆						
事業継続の意向確認	事業継続の意向確認	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
被災農業者への融資等による資金的援助	国、県、各種金融機関等の行う融資制度の情報を農業者や各種団体に周知、活用促進	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
農業機械の導入支援	資金融資制度を設立し、施設の近代化・高度化を促進	☆	⇒	⇒	⇒	★		
国や県等の支援制度の情報発信	グループ補助金等の支援制度に関する情報発信	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
各種支援の実施	金融支援やグループ補助金等の各種支援の実施	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
事業再開を促進するイベントの実施	再開した事業者に対して、事業再開を促進するイベントの実施			☆	⇒	⇒	⇒	★

7-3. 林業の再建

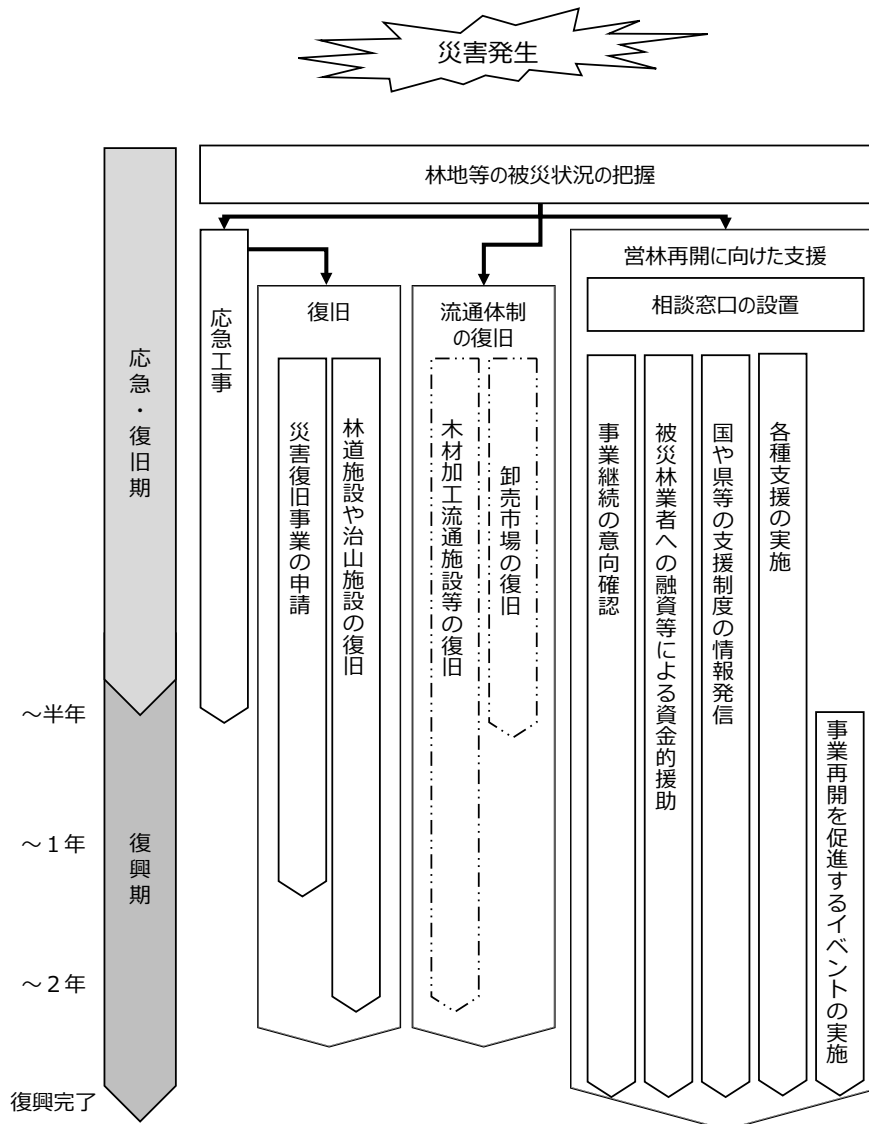
■到達目標

被災した林業事業者、森林所有者、木材産業関係事業者に対する各種支援策や治山林道施設災害復旧事業の実施により、早期に原木や製材の生産活動を再開させる。

■業務体系

- (1) 被災状況の把握 産業経済部（農林・調査班）
- (2) 生産基盤の復旧 産業経済部（農林・調査班）
- (3) 流通体制の復旧 産業経済部（農林・調査班）
- (4) 営林再開に向けた支援 産業経済部（農林・調査班）

■業務フロー



(1) 被災状況の把握

● 産業経済部（農林・調査班）

■業務概要

事業者（林業事業体や製材事業体等）の被害状況、林道施設被害や山地災害の状況を把握する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
林地等の被災状況の把握	事業者及び林地、林業用機械等の被害調査	☆☆						

(2) 生産基盤の復旧

● 産業経済部（農林・調査班）

■業務概要

被災状況等を踏まえ、林道施設や治山施設の復旧、山腹崩壊や地すべりなど山地災害への対策を実施する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
応急工事	被害の拡大を防ぎ、被災した施設の従前の効用を回復させるため、必要に応じて応急工事を実施	☆	⇒	★				
災害復旧事業の申請	林業者の意向等を踏まえながら、災害復旧事業計画書の作成の支援		☆	⇒	★			
林道施設や治山施設の復旧	被災した林道施設や治山施設の復旧（林道施設災害復旧事業や農林水産業協同利用施設災害復旧事業等）		☆	⇒	⇒	★		

(3) 流通体制の復旧

● 産業経済部（農林・調査班）

■業務概要

木材の流通体制の復旧のため、被災した集出荷施設・卸売市場等への支援策を実施する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
卸売市場の復旧	林業の再開にあわせた市場等の復旧		☆	⇒	⇒	★		
木材加工流通施設等の復旧	民間事業者等が所有の木材加工流通施設等の復旧支援		☆	⇒	⇒	★		

(4) 営林再開に向けた支援

● 産業経済部（農林・調査班）

■業務概要

被災後の速やかな経営再開に向け、生産者及び関係団体等へ適切な支援策を実施する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
相談窓口の設置	林業の再開に向けた相談窓口等の設置	☆☆						
事業継続の意向確認	事業継続の意向確認	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
被災林業者への融資等による資金的援助	国、県、各種金融機関等の行う融資制度の情報を林業者や各種団体に周知、活用促進	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
国や県等の支援制度の情報発信	グループ補助金等の支援制度に関する情報発信	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
各種支援の実施	金融支援やグループ補助金等の各種支援の実施	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
事業再開を促進するイベントの実施	再開した事業者に対して、事業再開を促進するイベントの実施			☆	⇒	⇒	⇒	★

7-4. 水産業の再建

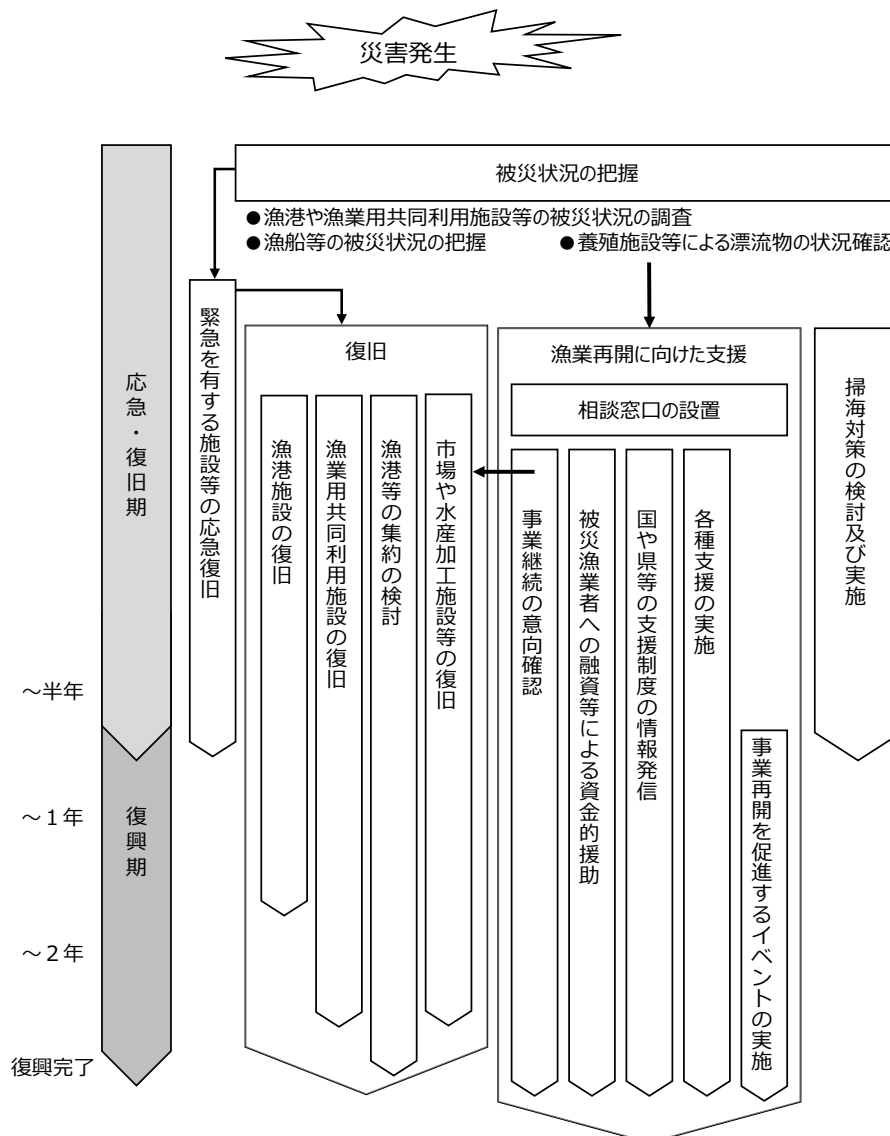
■到達目標

漁港機能の復旧と水産業の事業の早期再開に努める。
安全性の高い漁業関連施設の形成を図る。

■業務体系

- (1) 被災状況の把握 産業経済部（水産班）
- (2) 漂流物等対策 産業経済部（水産班）
- (3) 生産基盤の復旧 産業経済部（水産班）
- (4) 流通体制の復旧 産業経済部（水産班）
- (5) 漁業再開に向けた支援 産業経済部（水産班）

■業務フロー



(1) 被災状況の把握

● 産業経済部（水産班）

■業務概要

漁港や漁業関連施設、漁船等について関係機関との連携のもと、被害状況について調査、把握を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
漁港や漁業用共同利用施設等の被災状況の調査	漁港や漁業用共同利用施設等の被害調査	☆☆						
漁船等の被災状況の把握	漁船や養殖施設等の被害状況の情報収集・共有	☆☆						

(2) 漂流物等対策

● 産業経済部（水産班）

■業務概要

漁業の早期の復旧・復興を実現するため、漁業関係団体や県等の関係機関と連携しながら、漂流物対策を実施する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
養殖施設等による漂流物の状況確認	海岸や河川等における漂流物等の状況確認	☆☆						
掃海対策の検討及び実施	関係機関との連携のもと、漁場等の掃海対策の実施	☆	⇒	★				

(3) 生産基盤の復旧

● 産業経済部（水産班）

■業務概要

漁業関係団体や県等の関係機関と連携しながら、漁港施設の復旧・復興を進める。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
緊急を有する施設等の応急復旧	係留施設等の緊急を要する漁港施設の復旧	☆	⇒	★				
漁港施設の復旧	漁港施設の復旧		☆	⇒	⇒	★		
漁業用共同利用施設の復旧	漁業用共同利用施設の復旧（農林水産業共同利用施設災害復旧事業等）		☆	⇒	⇒	★		
漁港等の集約の検討	漁港施設及び漁業協同利用施設等の集約の検討		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★

(4) 流通体制の復旧

● 産業経済部（水産班）

■業務概要

県など関係機関と連携しながら速やかな流通機能等の復旧・復興を目指し、支援を行う。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
市場や水産加工施設等の復旧	漁業の再開にあわせた市場や水産加工施設等の復旧と輸送手段の復旧			☆	⇒	★		

(5) 漁業再開に向けた支援

● 産業経済部（水産班）

■業務概要

漁業経営の再開に向けて、必要なニーズの把握を行い、関係機関との連携のもと、生産者および各種団体等へ適切な支援を実施する。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
相談窓口の設置	漁業の再開に向けた相談窓口等の設置	☆★						
事業継続の意向確認	事業継続の意向確認	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
被災漁業者等への融資等による資金的援助	国、県、金融機関等と連携し、被災漁業者や漁協への融資等の金融支援制度等の適用	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
国や県等の支援制度の情報発信	グループ補助金等の支援制度に関する情報発信	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
各種支援の実施	金融支援やグループ補助金等の各種支援の実施	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
事業再開を促進するイベントの実施	再開した事業者に対して、事業再開を促進するイベントの実施			☆	⇒	⇒	⇒	★

7-5. 観光産業の再建

■到達目標

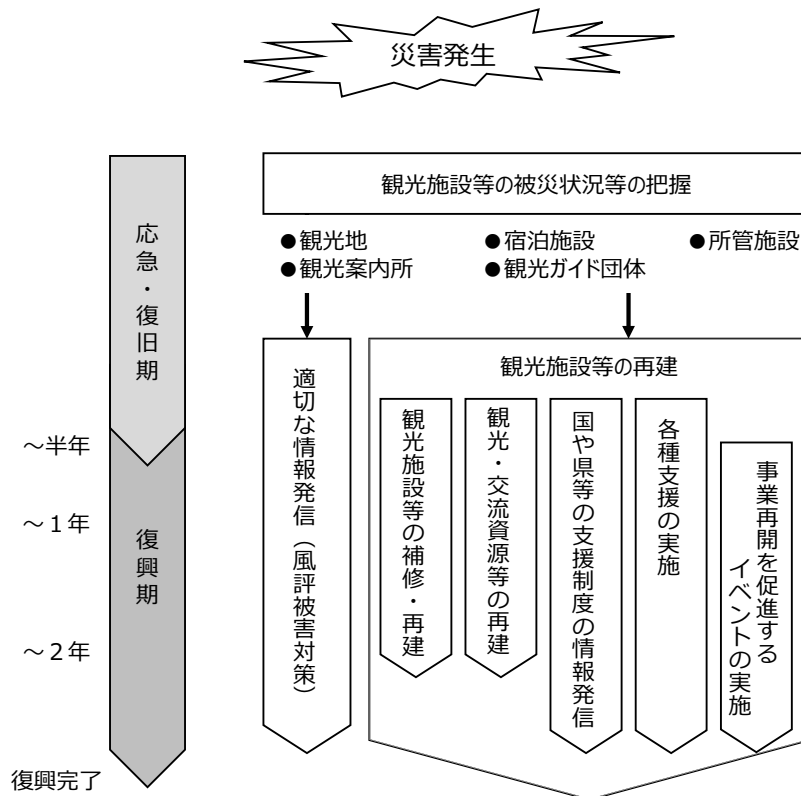
主要観光地や所管施設の被害状況を把握し、所管施設に被害があった場合は早期復旧を目指す。また、風評被害が起きないように、適宜適切な情報の周知を図る。

被害を受けた観光事業者等に対する情報提供や支援策（各種観光PRによる観光客の誘致など）の展開による市内観光の復旧・復興を図る。

■業務体系

- (1) 被災状況の把握 産業経済部（商工観光班）
- (2) 観光施設等の再建 産業経済部（商工観光班）

■業務フロー



(1) 被災状況の把握

● 産業経済部（商工観光班）

■業務概要

関係機関と連携し、観光施設等の被害状況の状況把握を図る。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
観光施設等の被災状況の把握	観光施設等の被害調査	☆★						

(2) 観光施設等の再建

● 産業経済部（商工観光班）

■業務概要

被害状況等を踏まえ、市有観光施設等の補修・再建を図るとともに、民間観光事業者への支援を実施し、観光の早期復旧・復興を図る。

■業務内容とタイムライン

業務	内容	タイムライン（☆：着手、⇒：継続、★：完了目標）						
		～半期	～1ヵ月	～半年	～1年	～2年	2年後～	復興完了
観光施設等の補修・再建	被災状況等を踏まえた観光施設等の補修・再建および民間観光施設等の再建に必要な支援の実施		☆	⇒	⇒	★		
観光・交流資源等の再建	有形および無形の観光・交流資源等の再建に向けた支援の実施		☆	⇒	⇒	★		
国や県等の支援制度の情報発信	グループ補助金等の支援制度に関する情報発信	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
各種支援の実施	金融支援やグループ補助金等の各種支援の実施	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	★
事業再開を促進するイベントの実施	再開した事業者に対して、事業再開を促進するイベントの実施			☆	⇒	⇒	⇒	★